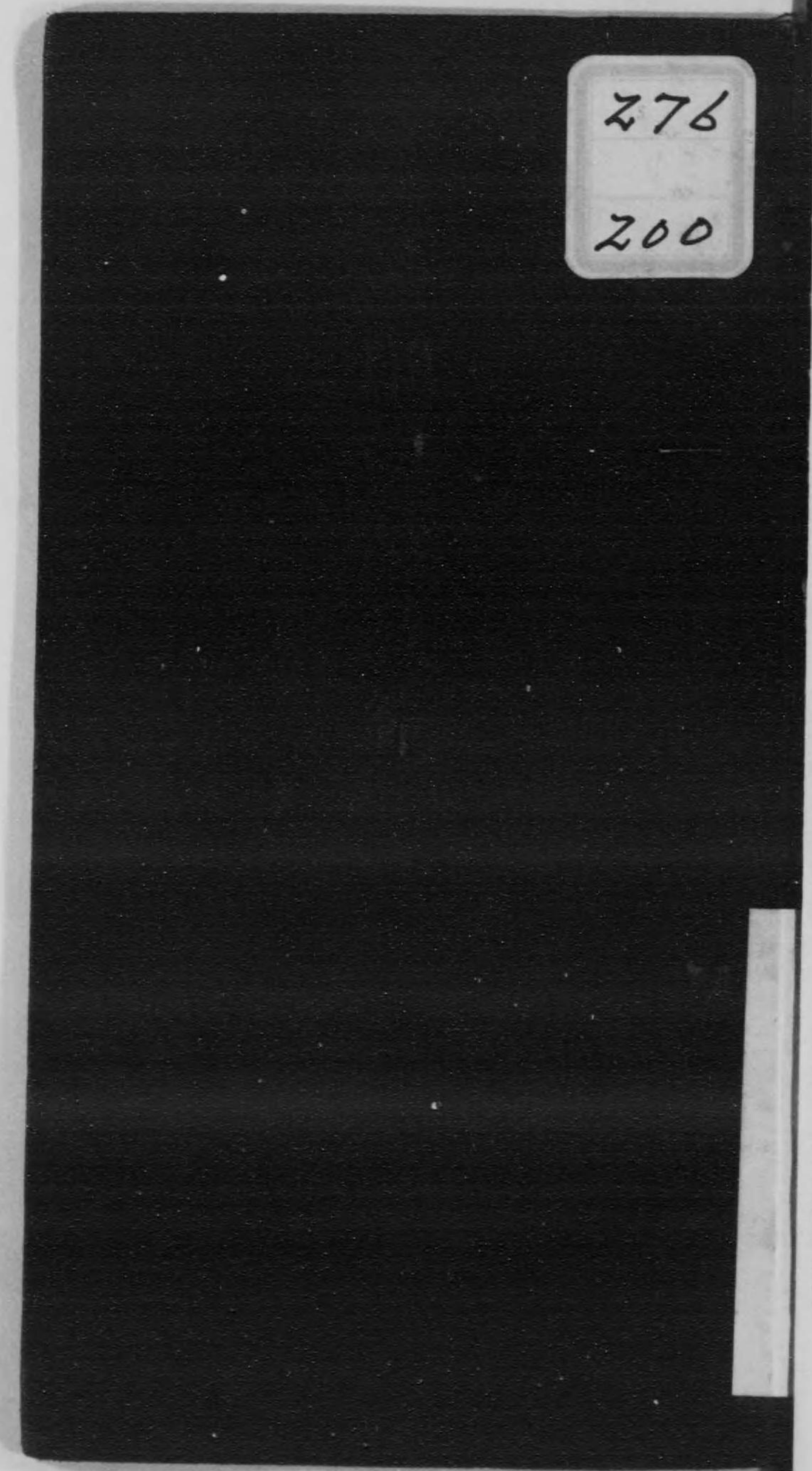


始



276

200



276

200

戰鬪遊戲教範



戰鬪遊戲教範

教育總監一戶兵衛閣下題字
文學博士澤柳政太郎先生題字
警視總監西久保弘道閣下序文
橘月雪先生考案編述

文部省檢定

厚生堂刊行

大正
5. 8. 11
内交



橘月雪考案ニ係ル戰鬪遊戲ヲ審査スルニ軍隊編
制ニ關スル基本的觀念ヲ與ヘ規律ヲ尙フノ習慣
ヲ養フニ效アリ小學校及中學校、師範學校竝之ト
同等ノ學校ニ於テ行フニ適スルモノト認ム

大正五年六月二十八日

文 部 省

剛

且

快

兵衛書



教
志
齊
同

教
志
齊
同



第

一

字初四題

序

吾邦は古來細矛千足の國民として、勇敢剛毅の氣象に富み、強健活潑の體力を有し、尙武壯烈の奮闘力に長じたるは、夙に日露の戦役以來、世界列強の歎稱して措かざる所なり。然るに近年に至り漸次此の氣風を失ひ、益々體力の低下しつつあるは、啻に體育界の不幸なるのみならず、我が國家の一大恨事なりとす。是に於てか同郷の志人橋月雪君甚だ之を遺憾とし、多年各地を巡歴して所憤を開陳し辛酸を嘗め、大に國民の體力と元氣とを増進すべく新に戦闘遊戯を考案し、之を江湖に示して躬ら此の缺陷を補はんとす。

予は茲に其の内容を観るに、從來社會に行はれたる遊戯運動とは全く其の面目を異にし、克く現時の文運に適應すると共に、其の敏活にして巧妙なる技術は、観る者をして覺えず血沸き肉躍るの感あらしむ。故に本遊戯は主として勇壯剛健の體育を増進し、兼て奮闘勝敗の智育を啓發し、尙且義勇尙武の德育を涵養すべく、此の三方面に亘りて周到の注意と多大の感興と完全の組織とを具備せるは、多く其の比を見ざる所なり。殊に整然たる軍隊の制度と儼然たる軍事的精神とを養成せんとするは、最も機宜に適せるものと謂ふべし。之に依りて現代教學の情弊たる浮華文弱の惡風を革正し、愈々強壯快活の體力を教養し、倍々剛健勇武の精神を訓練し、進んで儼乎たる規律を重ん

ずるの習慣を養成せば、嘗に國家教育を裨補するのみに止まらず、我が運動界の將來に對して貢獻する所尠少なからざるべきを信す。邦國の前途豈多幸ならずや。聊か平素の所感を記して序文と爲す。

大正五年六月十二日

西久保弘道

自序

自 序

國力を増進し國運を發展するには先づ國民の體力を養はねばならぬ。吾人が體育獎勵の聲を聞くこと既に久しいが今に其實績の十分舉らないのは遺憾至極である。由來我が同胞は堅忍持久性に乏しいと評せられて居るが是れも畢竟體力の問題ではあるまいか。大和魂、日本武士道、之を十分發揮するだけの體力が缺乏して居るとしたら何うである。英人が世界に雄飛するに至つたのは主として旺盛なる體力を有し活動を好む國民性の致す所とも評せられやう。獨逸が現在の如き富強を致し四方に敵を引受けて兎に角今日まで優勝

—(1)—

の地歩を占め來つたのも國民の體力に負ふ所が少くはあるまい。

歐米列強が體育に重きを措き大人小兒の別なく盛に運動遊戯を行ふことは吾人の絮説を待たず諸士の熟知せられる所である。然るに顧みて吾邦の状況を見ると老幼婦女は暫く別として國民元氣の代表者たる青年學生輩ですら唯是れ知識の收得に急にして將來其知識を實地に運用する原動力たる體力氣力の養成には一向意を用ひて居ないやうである。吾人は是れで安心して居られやうか。

某醫學博士は生理衛生上の見地から體操授業は午後最終時間に行ふが有效であるとの説を發表されたが是れは少しく無理な註文と思はれる。中學程度

の學校などでは時間の割當上到底實行し難いばかりでなく知識の收得に偏して居る現代の學生は早引して歸つてしまふ者が澤山出来ることだらう。若し體操を自由課目としたなら恐らく全生徒の五分の一も出席者はないだらうと某教育家は語られた。要するに吾邦學生が體育に重きを措いて居ぬ事は争ふべからざる事實である。是れ決して等閑に附すべき問題であるまいと思はれる。

不肖月雪風に感ずる所あり郷里佐賀を出でて茲に入歳内地の大部分と朝鮮及支那を巡歴して各方面に得た各種の感想所信はあるが今は唯體操遊戯に關する事だけを一言する。

總じて我が中學校や小學校の體操授業は近來著しく形式的に流れて精神上多大の缺陷があると考へる。例へば教員が「氣を著け」の號令を下した後一分乃至二分間正しき姿勢を保つ生徒が幾人あるであらう。下令の瞬間こそ直立不動もすれ三十秒も経たぬうち姿勢は漸次に崩れ就中後列に在る者などはお話にならない。要するに教員の目の届かぬ所では生徒の精神上「休め」の場合と何等異なる所はないのである。體操は唯生理衛生上手足を動かさせるだけが目的であるなら是れでも宜いが苟も堅忍不拔不屈不撓の精神鍛鍊をしようとならば少くとも今少し嚴肅な精神的のものであらねばならぬ。

過日東京市の某校で遠距離駈歩を行はせたとき二三の落伍者が出來たとか

で一二の新聞紙は針小棒大的に之を非難したが吾人は斯かる消極主義には絶對的賛同することが出來ない。風が吹けば飛ぶやうな貧弱な兒童を根絶する爲體力氣力を練るのが體操又は運動の目的である以上は百人中一人や二人の落伍者があつたとて残る九十八九人の健兒を完全に養成することが出來たら大慶至極と謂ふべきであらう。

軍隊では武装して十四里の強行軍が出來ぬやうでは實戰の役に立たないといふ方針で兵士を訓練して居るではないか。全國皆兵制度の下に在る帝國青年は體力を強壯にするのが最大急務である。然るに事實は之に反して年々歳々壯丁の體力が低下しつつあるのは實に國家の不祥事で前途寒心に堪へない

次第である。少年や青年を教育する職に在る諸兄は深く茲に著目して大發憤を起してもらはねばならぬ。

不肖月雪は我が體育界の不振を歎くこと痛且切之が刷新發展を熱望するの餘り本戰闘遊戯を案出して以て聊か體力氣力の養成に貢獻しようとするのである。幸に微意の在る所を諒とせられ廣く採用實演を得たなら當に不肖月雪の光榮ばかりでなく吾邦教育界の爲に幾分裨補する所があらうと信ずる。

本戰闘遊戯は不肖月雪北海道巡教中旭川歩兵第二十七聯隊に於て始めて之を試演し爾後研究に研究を重ね修正に修正を加へ歸京の途次仙臺野砲兵第二聯隊、仙臺地方幼年學校、若松歩兵第六十五聯隊其他青森、巖手、宮城、福

序

自

島の各縣立中學校、師範學校及高等尋常小學校等に於て實演し著京後先づ陸軍中央幼年學校に於て之を演じて賞讃を博し次で文部省に具申したるに該省は特に東京高等師範學校に命じて審査を行はしめられた。是に於て月雪は先づ教生に次に附屬小學校生徒に之を實演せしめ一方軍隊方面に在つては近衛歩兵第二聯隊の營庭に於て第二種戰闘遊戯を試演して賛同を得、大正五年六月二十八日を以て文部省の認定を得た次第である。

不肖月雪の此舉を賛成せられ本書の爲に教育總監一戸大將閣下及帝國教育會會長澤柳先生は各題字を、警視總監西久保弘道閣下は序文を賜ふたのは深く光榮とする所である。又教育總監部の村岡大佐及清野少佐、陸軍士官學校

序

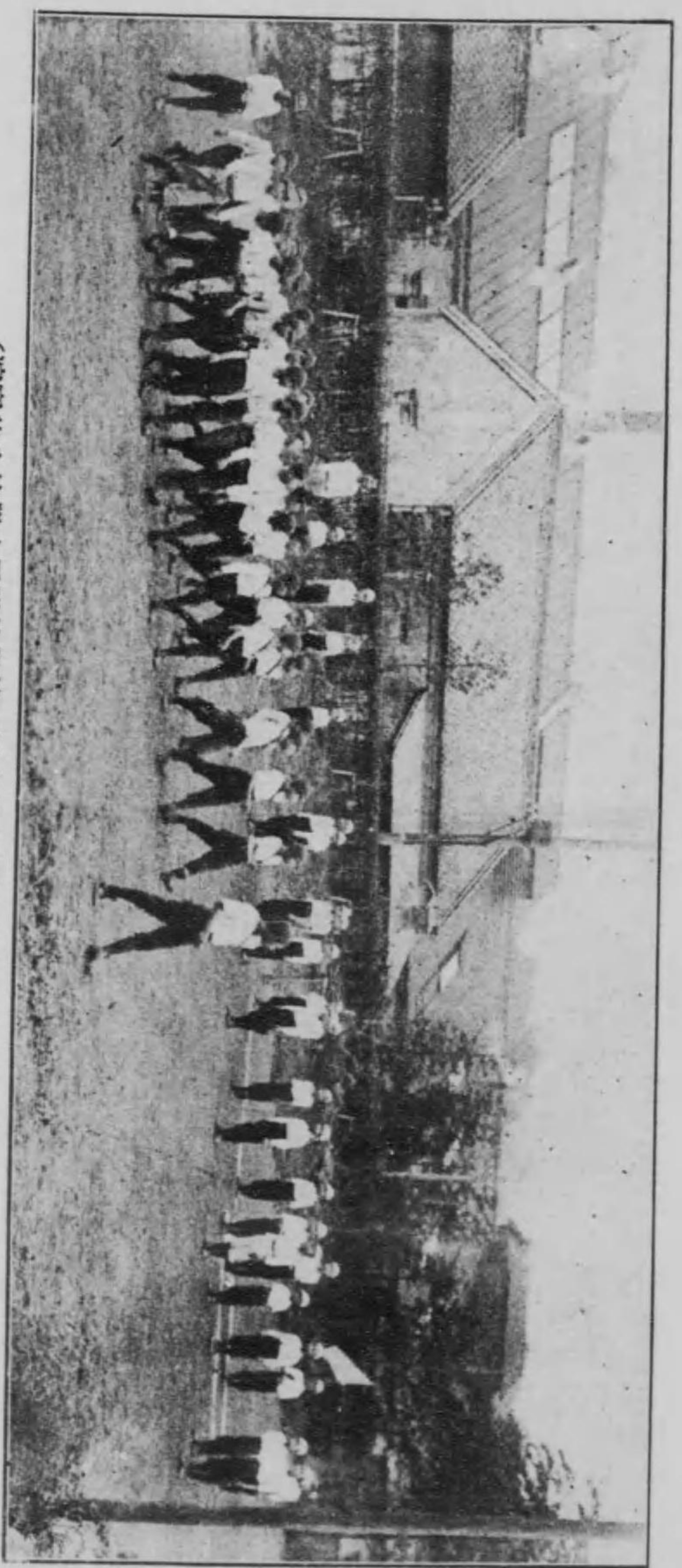
自

生徒隊長大野大佐の先輩諸兄が甚深の厚配を垂れられたことを感謝し併せて任侠なる厚生堂主相澤富藏及主任山田桃華の兩君が本書出版の爲に寄せられたる多大の厚意を鳴謝する。

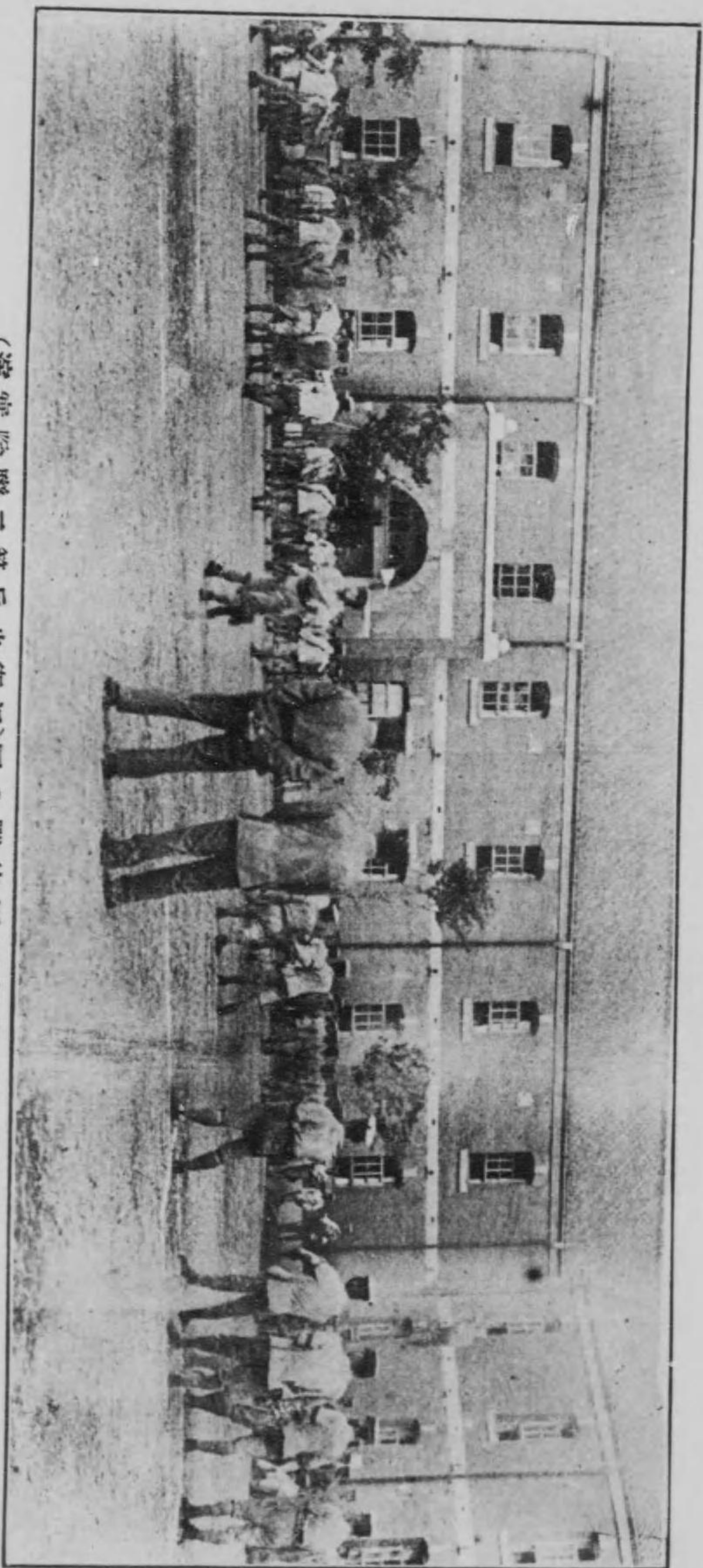
帝國健兒社編輯室にて

大正五年七月一日

臥龍洞月雪謹識



〔演習生徒校學小屬附校學範師等高京東〕圖の進行列分 戲遊開戰種一第



第二種戰鬥演習(近衛步兵第二聯隊演習)





監 總 視 警
下閣道弘保久西



監 總 育 教
下閣衛兵戸一將大軍陸



者案考戲遊闘戦
雪 月 橋



士 博 學 文
生先郎太政柳澤

戰鬪遊戯教範目次

目	次
戰鬪遊戯教練通則	一
第一章 軍隊編制の大要	四
其一 軍の説明	四
其二 歩兵隊の組織	五
其三 旅團及師團	七
第二章 戰鬪遊戯の編成	九
其一 軍の幹部	九

其二 各科隊員……………二一

其三 識別徽章……………二二

第三章 第一種戰鬪遊戲……………二五

第一圖 第一種戰鬪遊戲戰場圖解……………二五

其一 幹部の任務及優劣……………二五

其二 優劣條規……………二七

其三 各科隊員の任務及優劣(一)……………一九

其四 各科隊員の任務及優劣(二)……………二三

其五 各科隊員の任務及優劣(三)……………二六

第二圖 第一種戰鬪遊戲戰鬪隊形整列圖解……………二九

第四章 犠牲、軍旗及護送……………二九

其一 犠牲……………二九

其二 軍旗……………三〇

其三 護送……………三三

第三圖 第一種戰鬪遊戲戰鬪開始兩軍接近圖解……………三五

第五章 決勝規定及對敵稱呼……………三五

其一 決勝規定……………三五

其二 對敵稱呼……………三八

第六章 信號法……………四一

 其一 戰鬥開始信號……………四一

 其二 舉手信號……………四三

 第四圖 第一種戰鬥遊戲接戰圖解……………四三

 其三 休戰信號……………四四

 其四 決勝信號……………四四

 第五圖 第一種戰鬥遊戲決勝後の圖解……………四五

第七章 軍旗式……………五二

 其一 第一樣軍旗式……………五二

第六圖 第一樣軍旗式圖解……………五五

 其二 第二樣軍旗式……………五五

 第七圖 第二樣軍旗式圖解……………五六

第八章 第二種戰鬥遊戲……………五六

 第八圖 第二種戰鬥遊戲戰場圖解……………五六

第九章 戰場及參加人員……………六一

 其一 戰場……………六一

 其二 參加人員……………六二

第十章 第三種戰鬥遊戲……………六四

第九圖 第三種戰鬪遊戲兩軍整列圖解

其一 兩軍の編成……………六四

其二 注意事項……………六五

其三 決勝規定……………六七

第十一章 第四種戰鬪遊戲

第十圖 第四種戰鬪遊戲戰鬪開始前整列圖解

其一 兩軍の編成……………六九

其二 各科隊員の任務及優劣……………七〇

第十一圖 戰鬪遊戲散式圖解

附 錄 軍規擬律……………七四

其一 稱讚條例……………七四

其二 訓戒條例……………七五



戦闘遊戯教範

戦闘遊戯教練通則

戦闘遊戯教練通則

戦闘遊戯の方法は従來の諸遊戯に比し稍複雑にして各員の任務及行動も亦多
端なるを以て之を生徒に教授するに當り能く其要領を會得せしむべく努めざ
るべからず

軍の組織及各科隊員の任務、行動等を詳細に教示し各員をして十分記憶せし
むべき要あるは勿論なり

故に最初教室内に於て成るべく「黒板」を使用して教授すれば生徒をして了解

せしむるに有利なりと信ず

説明の順序は先づ各兵科の種別任務、官名稱呼、動作方法より漸次戦闘手段に説き及ぼし諳記せしめたる後始めて各戦闘参加人員に割當て各箇に其任務を指命し徽章を附せしめて訓練すべし

備考 先づ第一種戦闘遊戯を教練するには説明より諳記せしむるに至るまでに約五時間を要すべし教授時間は雨天等にて戶外體操を行ひ得ざる場合を利用するか又は正課授業後一時間位づつ教授するを可とす而して第一種を會得せば他の各種は容易に習得すべきこと勿論なり

注意 戶外運動場に於て戦闘區劃及要塞線等を示すには「石灰」又は「水」

を用ひて可なり

室内運動場又は「アスファルト」、「たたき」の如き場所に於ては「白墨」にて畫くを良とす

第一章 軍隊編制の大要

其一 軍の説明

戦闘遊戯を説明するに先ち秋季演習等に於ける軍隊編制の大要を述べて参考
に資せんとす

假に二箇師團より成る一軍とすれば其編制左の如し

步兵二箇旅團

第〇師團

(一箇旅團は二箇聯隊なるが故に四箇聯隊)

第〇軍

◎一箇師團は 騎兵一箇聯隊

第〇師團

野砲兵一箇聯隊

工兵一箇大隊

輜重兵一箇大隊

此他に山砲兵隊、重砲兵隊、鐵道隊、電信隊、航空隊(此三隊は交通兵
團に屬す)あり

其二 歩兵隊の組織

一 一箇分隊は四伍乃至八伍より成り下士たる「軍曹」又は「伍長」を以て其長

とし隊員は下士、上等兵、一等卒及二等卒なり

譯「伍」とは縦列前後二名を謂ふ

- 二 一箇小隊は數箇分隊より成り「中尉」又は「少尉」を以て其長とす
- 三 一箇中隊は三箇小隊より成り「大尉」を以て其長とす故に一箇中隊は中隊長以下中尉及少尉の將校四名内外と准士官たる「特務曹長」及下士たる「曹長」各一名と其他の下士、兵卒とを合せて全員二百名位とす
- 四 一箇大隊は四箇中隊より成り「少佐」を以て其長とし中尉の大隊副官一名あり
- 備考 特科隊たる「工兵」及「輜重兵」の大隊は「中佐」若くは「大佐」を以て其長とすること多し
- 五 一箇聯隊は三箇大隊より成り「大佐」を以て其長とす尙聯隊には聯隊附として中佐、少佐の佐官二三名及大尉の聯隊副官一名其他將校數名あり

- 一箇聯隊の總兵員は平時一千六七百名位とす
 - 六 軍旗即ち聯隊旗は歩兵（騎兵）一箇聯隊毎に 親授せらるるものにして「旗手」は隊中の選良少尉を以て之に任じ聯隊本部附として常に軍旗を護衛し一朝有事の際には軍旗を捧持して出動す
 - 備考 戦闘演習の如き場合には軍旗護衛として特に一箇中隊を附せらる
- 其 三 旅 團 及 師 團
- 一 一箇旅團は二箇聯隊より成り「少將」を以て其長とす然れども師團に於て旅團對抗演習を行ふが如き場合には歩兵二箇聯隊の外に騎兵、野砲兵、工

兵、輜重兵の各隊を屬することとなる是れを**養成旅團**と謂ふ

二 一箇師團とは歩兵二箇旅團、騎兵一箇聯隊、野砲兵一箇聯隊、工兵一箇大隊、輜重兵一箇大隊を合したるものにして之を統率する所を**師團司令部**と云ひ「中將」を以て師團長に補せらる

師團附屬員には參謀長(大佐)一名、參謀二名及副官四名あり

又此他非戰鬥部に「法官部」、「經理部」、「軍醫部」、「獸醫部」及特種部隊の「憲兵隊」あり何れも長官は將官又は佐官級を以て補せらる

第二章 戰闘遊戯の編成

其一 軍の幹部

統監一名 副官一名又は二名

統監 教職員之に任ずるを可とす

然れども授業時間外に有志の者のみにて行ふ場合又は體操授業時間中行ふときと雖も教職員差支ある場合には參加人員中優秀の者を以て之に任すべきものとす

副官 必ずしも之を置くを要せず他校と對抗試合又は參加人員多數なる場

合等必要ある時に限り之を置くべし

参加人員中優秀の者を選びて之に任ずるものとす

以下假に二箇師團編成の軍として説明す

「軍」

大將一名 中將二名 少將五名

大將(司令官)は一軍を統率するものなれば参加人員中最も優秀の者を選ぶべし

中將(師團長)も亦前者と等しく優秀健脚の者を選ぶべし

少將(旅團長)の内一名は本陣を守ること恰も軍參謀長の如くなるべし人選

は前者に同じ

以上は軍の主腦幹部にして他の隊員よりは聊か任務多し

其二 各科隊員

一軍の参加人員は假に大將以下四十一名として説明す

歩兵隊員 二十四名(一人を以て一箇大隊と假想す)

騎兵隊員 二名
(騎兵及砲兵隊員は故らに少數とす)

砲兵隊員 三名

工兵隊員 三名

以上四隊員の數は何れも参加人員の數に應じ増減することを得

間諜 一 名(是れは増減することを得ず)
一軍編成各員右の如し然れども戰場廣大なるか或は参加人員多數なるときは
三箇師團編成の一軍とするも可なり
斯かる場合には幹部に中將一名、少將二名を加へ各科隊員は適宜に之を増す
べきものとす

其三 識別徽章

幹部の徽章は我が陸軍の副官懸章の如く右肩より左の脇下に懸くるものとす
幹部以外の徽章は帽又は腕に捲くを可とす

備考。 徽章は前後より認め得る如く兩側に附すべし

考 参



白軍は用布を白、星章を紅とし紅軍は用布を紅、星章を白とす

右圖は少將の徽章を示す

騎兵、砲兵、工兵の星章は陸軍の定色に準じて色別したるもの各一箇(前面及後面に現るる如く
都合二箇)を附す用布の色及製式は幹部のものと同じけれども全長は約二分の一にて可なり

徽章は左の如く定む

- 統監 白布に紅色▲章一箇 副官 白布に紅色▲章一箇
 - 大將 星章三箇 中將 星章二箇 少將 星章一箇
- 但し星章の色は白軍は紅、紅軍は白とす

騎兵 青色星章一箇 砲兵 黄色星章一箇

工兵 藍色星章一箇

間諜 白軍は紅色圓章一箇、紅軍は白色圓章一箇

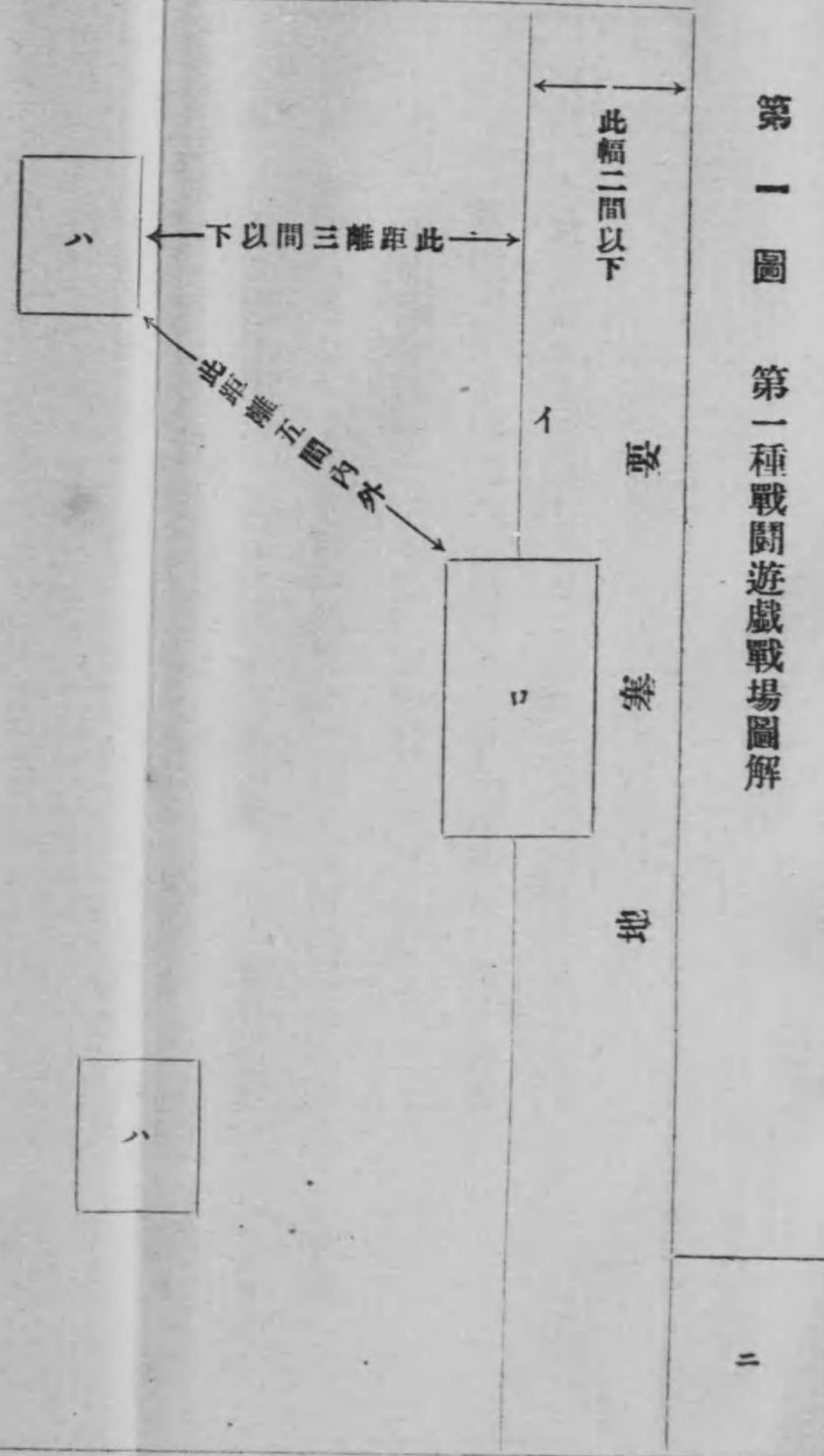
大將以下の用布は白軍は紅、紅軍は白とす

歩兵隊員は唯紅白布を以て兩軍を區別するのみ

備考 徽章多きに過ぐるときは見誤り易き虞あり

間諜 白軍は紅色圓章一箇、紅軍は白色圓章一箇
 大將以下の用布は白軍は紅、紅軍は白とす
 歩兵隊員は唯紅白布を以て兩軍を區別するのみ
 備考。徽章多きに過ぐるときは見誤り易き虞あり

第一圖 第一種戰闘遊戯戰場圖解



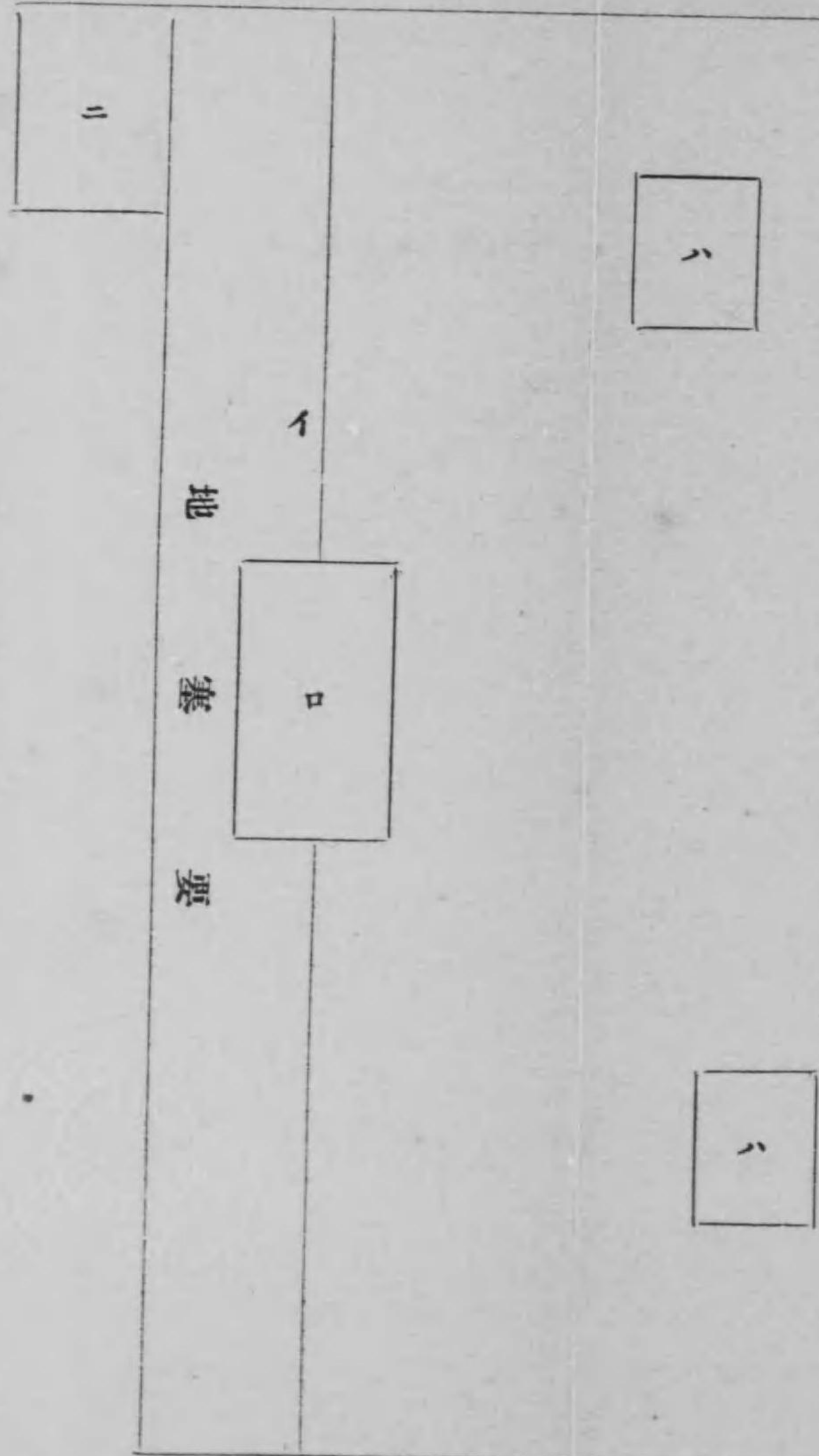
戰場は縦二十間、幅十五間内外を適當とす

イ 線を要塞線と謂ひ線内を要塞地と謂ふ幅二間以下とす

ロ 本陣地なり(軍旗を此處に樹て歩兵隊員之を捧持す)面積は二坪内外とし其一侧は砲兵陣地を兼ね砲兵之を守る

ハ 左右共砲兵陣地なり面積は二坪以下とす

ニ 敵戦死者收容所なり



第三章 第一種戰鬥遊戲

其一 幹部の任務及優劣

●**統監** 非戰鬥員たりと雖も兩軍の編成を爲し指揮監督の全權を有するのみならず「戰鬥開始」、「休戰」、「決勝」等の號令及記號一切を統理す

●**注意** 總て命令及號令は莊重に下さざるべからず

●**副官** 統監は場合により副官一名又は二名を補助員たらしむることを得

●**大將** 一軍の司令官たり統監の指命に基き其一軍を統率指揮し攻撃守備共に一軍を活躍せしむべく努むるは勿論敵の幹部及重要なる隊員を討取るべく

留心すべし

優劣 「砲兵」及「間諜」に負くるも其他の敵は皆討取ることを得

中將 師團長たる者なれば各其分擔方面を攻撃守備し少將以下の各員を督勵し成るべく有力なる敵(特に敵少將)を討取るべく留心すべし

優劣 「大將」及「砲兵」に負くるも其他の敵は皆討取ることを得

少將 師團長(中將)に従ひ攻撃守備共に戦線の一部分を擔任して活動すべし而して少將は比較的敵地に侵入し易きものなれば成るべく敵の工兵、騎兵並に有力なる歩兵を討取るべく留心すべし

優劣 「大將」、「中將」及「砲兵」に負け「歩兵」、「騎兵」及「工兵」に勝つ

留心すべし

優劣 「砲兵」及「間諜」に負くるも其他の敵は皆討取ることを得

中將 師團長たる者なれば各其分擔方面を攻撃守備し少將以下の各員を督勵し成るべく有力なる敵(特に敵少將)を討取るべく留心すべし

優劣 「大將」及「砲兵」に負くるも其他の敵は皆討取ることを得

少將 師團長(中將)に従ひ攻撃守備共に戦線の一部分を擔任して活動すべし而して少將は比較的敵地に侵入し易きものなれば成るべく敵の工兵、騎兵並に有力なる歩兵を討取るべく留心すべし

優劣 「大將」、「中將」及「砲兵」に負け「歩兵」、「騎兵」及「工兵」に勝つ

優劣早見表

種別	勝(討取り得る敵)	負(討取らるる敵)
大將	中將、少將、歩兵、騎兵、工兵	砲兵、間諜
中將	少將、歩兵、騎兵、工兵	大將、砲兵
少將	歩兵、騎兵、工兵	大將、中將、砲兵
歩兵	騎兵、工兵、間諜、 <small>味方歩兵二人ニテ敵歩兵一人ノトキ</small>	大將、中將、少將、砲兵、 <small>敵歩兵二人ノトキ</small>
騎兵	工兵、間諜	大將、中將、少將、歩兵、砲兵
砲兵	大將、中將、少將、歩兵、騎兵、間諜	工兵
工兵	砲兵、間諜	大將、中將、少將、歩兵、騎兵
間諜	大將	歩兵、騎兵、砲兵、工兵

然れども「中將」及「少將」は「間諜」を討取ることを得ず又「間諜」は「中將」及「少將」に對抗することを得ず

以上を「幹部」又は「部隊長」と稱す各軍司令官たる大將の命令に従ひて戰略戰術上の畫策を爲し各自の任務方面に在りて部下の活動し易き如く絶えず注意するを要す

其二 優劣條規

- 一 同格者の衝突は雙方戰死者とす但し此規定は將官に限るとするも可なり
- 二 戰死者は敵地の收容所に入り靜肅に控へ居るべし
- 三 敵を討取るは一時に敵一名を限りとす(砲兵は此限にあらず)而して敵を

討取りたるときは我が砲兵陣地並行線迄之を護送すべし

四 前項の護送は將官に限り騎兵をして代送せしむることを得

五 敵を護送し了れば再び戰場に出でて活動することを得

六 我が砲兵陣地並行線以内にて敵を討取りたる場合には之を護送するを要せず

此場合に於て戦死者は自ら收容所に赴くべし

七 砲兵陣地並行線とは要塞線前三間の線を謂ふ

注意 幹部及兵員は一遊戯終る毎に成るべく其任務を更迭せしむるを可とす

其二 各科隊員の任務及優劣(一)

步兵隊 略稱して「歩兵」と呼び一人を以て一箇大隊と假想す

歩兵の特別要務左の如し

(一) 歩兵は敵の軍旗を略取するを最大主要目的とす故に苟も機會の有らん限り敵本陣の虛を窺ひ軍旗を略取すべく心掛くべし

(二) 遊撃隊に屬する者は特に軍旗の略取に努力すべし

(三) 軍旗の略取は唯其旗手に接觸するを以て足れりとす略取者は直に敵軍旗を受取り我軍の左翼(又は右翼)部隊五歩前に到り直立不動の姿勢を以て之を捧持すべし

(四) 軍旗を捧持し得る者は歩兵なり

(五) 敵軍旗を略取し得る者は歩兵なり

注意 如何なる場合と雖も又何人と雖も敵の要塞地に侵入したる者は總て

「戦死者」とす

故に歩兵が要塞線を突破して敵軍旗を略取したる場合は無効なり。

然れども要塞線を突破したることを敵に看破せられざりしときは有効なり

優劣 「大將」、「中將」、「少將」及「砲兵」に負く又敵歩兵二名以上にて我が歩

兵一名なるときは討取らるるものとす

「騎兵」、「工兵」及「間諜」に勝つ又我が歩兵二名以上にて敵歩兵一名に對
するときは之を討取ることを得

騎兵隊 略稱して「騎兵」又は「傳令」と呼ぶ

騎兵は軍の幹部に従ひて行動し彼我の戰闘狀況及戦死者數等を各部隊長即
ち幹部に報告して其參考に供し又時としては軍司令官の命令を各部隊に傳
達することあり

注意 騎兵は將官の討取りたる敵を代理護送し得るものなるが故に我が將
官が敵を討取りたる場合には敏速に其護送を引受け將官をして直に戦線
に出動せしめ得る如く便宜を計ること肝要なり

騎兵は一時に敵二名迄を代理護送し得るものとす
騎兵は敵戦死者護送中優力の敵に遭遇することあるも追撃を受くることなし

然れども被護送者に接觸しあらざるときは護送中と雖も優力の敵に討取らるるものなり

斯かる場合には被護送者は「生還」の機会を得る理なり

故に騎兵は必ず被護送者に接觸しあらざるべからず

優劣 「工兵」及「間諜」に勝ち「大將」、「中將」、「少將」、「歩兵」及「砲兵」に負く

其四 各科隊員の任務及優劣(二)

砲兵隊 略稱して「砲兵」と呼ぶ

砲兵一名をして一陣地を守備せしむるを通則とす

陣地は戰場又は参加人員の都合に應じ第一圖に示す如く左翼、右翼、中央等に設くることを得

本陣地は必ず砲兵をして守らしむべき要あるは論を俟たず

砲兵は成るべく敏捷剛健にして長身の者を可とす

第一種戰闘遊戯に在りては一軍の砲兵三名以内を以て適當とす

注意 砲兵陣地は第一圖に示す如く本陣地を距ること遠からざるを可とす

(一) 砲兵は陣地に在りて守備する間其陣地外に片脚以上を出すことを得ず

(二) 砲兵が前項に違背し其陣地外に片脚以上を出したる現狀を敵に看破せられたるときは「戦死者」として收容所に收容せらるべし

(三) 故に砲兵が陣地外に出でて敵を討取りたるときは無効なり然れども敵にして氣著かざる場合は有效とす

(四) 砲兵が陣地外に片脚以上を出したる現狀を看破したる敵は「脱線」又は「砲兵」と呼び「戦死者」として收容所に收容すべし

(五) 砲兵は他科の者と異り陣地に在りて一時に敵二名以上を討取る（唯手

にて敵の身體の何れの部分にても軽く接觸すれば足れり）ことを得るの能力あり而して砲兵陣地並行線内にての働なれば當然之を收容所に護送するを要せざるものとす

優劣 「大將」、「中將」、「少將」、「歩兵」、「騎兵」及「間諜」に勝ち「工兵」にのみ負く

工兵隊 略稱して「工兵」と呼ぶ

工兵は砲兵陣地を攻撃して敵砲兵を討取るべき重要な責任あり特に勇敢なる動作を要す

注意 敵本陣地に砲兵の存在する限り歩兵は敵軍旗を略取すること困難な

り又敵砲兵陣地(左翼及右翼)に砲兵の存在する限り敵は其掩護を受くべきを以て優力の者と雖も敵陣を攻破り敵勢を討取ること能はざる場合少しとせず

工兵は茲に留心して一刻も早く敵砲兵を討取るべく努むべし

優劣 「大將」、「中將」、「少將」、「歩兵」及「騎兵」に負け「砲兵」及「間諜」に勝つ

其五 各科隊員の任務及優劣(三)

●● 間諜 敵司令官たる「大將」を討取るを以て任務とす

頗る重要な責任あるを以て最も敏速に行動すべし

注意 常に敵大將の行動を阻礙し又絶えず之に注視して隙を窺ひ之を討取るべく留心すべし

戦闘の初期に敵大將を討取るときは我軍に多大の利益を與ふるは勿論我が幹部の活動に非常の便宜を得るものとす

然れども間諜は敵の各隊員に討取られ易きものなれば深く注意して進退すべき要あり

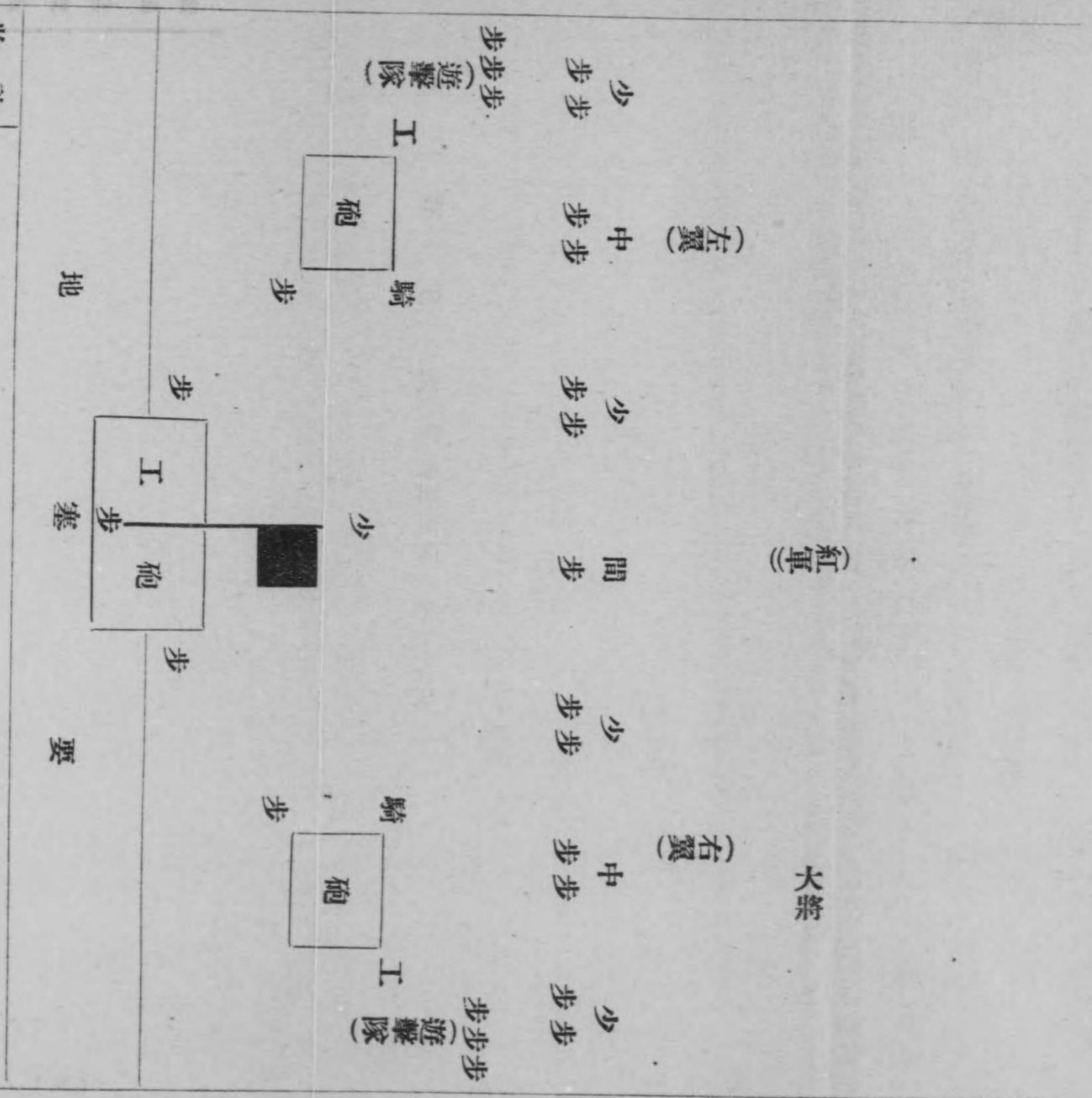
優劣 「大將」のみに勝ち「歩兵」、「騎兵」、「砲兵」及「工兵」に負け

茲に附記すべきは他校と對抗試合を行ふ如き場合には特に「録事」を置くことを得

闘員なり其人員は一軍に一名若くは二名して可なり

第二圖 第一種戰闘遊戯戰闘隊形整列圖解

備考 「中」は中將、「間」は間諜の略稱なり其他皆之に準ず以下諸圖之に同じ



第四章 犠牲、軍旗及護送

其一 犠牲

一 各隊員は上官(將官)の危急に際し挺身之を救護すべき義務あり又我軍の戰略戰術上之を要する場合には一身を「犠牲」に供して全軍の利を圖らざるべからず

二 將官は「犠牲」となることを得ず

譯 「犠牲」とは例へば「紅軍少將」が「白軍中將」に追撃せられ大に窮したる場合に於て若し其儘に捨て置かば「紅軍少將」は戰死するに至るべし斯か

る場合に在りて紅軍の歩、騎、工兵の或る者は迅速に「白軍中將」に接觸し同時に「中將」又は「犠牲」と發言すべし

然るときは優劣條規に據り一時に敵一名以上を討取ることを得ざるものなるが故に「白軍中將」は「紅軍少將」を討取ることを得ず其儘追撃を中止して接觸し來りたる紅軍犠牲員のみを討取り之を護送せざるべからず是に於て「紅軍少將」は我が兵の犠牲に依りて無事に活動を續行し得ることとなる是れを稱して犠牲と謂ふ極めて有要の事なり

其二 軍旗

一 軍旗を敵に略取せらるるときは敗軍とす

二 軍旗は本陣地(中央)に歩兵之を捧持するものとす

三 軍旗は旗手一名にて之を捧持す旗手は絶対に爭論的主張を爲すべからず

四 旗手は全身砲兵陣地内に避難することを得ず片脚以上は必ず砲兵陣地外本陣地上に在らざるべからず

五 敵の軍旗を略取し得るは歩兵に限り歩兵以外の者は將官と雖も軍旗を略取するの權能なし故に若し之を犯す者あるときは「戦死者」として收容所に收容せらるるものとす

六 軍旗を略取するには唯旗手に接觸すれば足れり故らに軍旗に接觸するを要せず

七 軍旗を略取したる歩兵は我軍の左(右)翼部隊五歩前に到り直立不動の姿勢を以て之を捧持すべし

八 前記の如く軍旗の略取は歩兵の専任なるが故に歩兵隊員たる者は常に機會を窺ひ敵の虚隙に乗じて奇勝を博することを計るべし

其三 護送

一 總て敵戦死者を護送するには駈歩にて同行すべし而して戦死者は静肅に其收容所に在りて勝敗決定に至る迄軍事上に就き絶對に關係すべからず即ち陰に陽に「合圖」又は「助言」等を爲すべからず

二 敵を討取るとも之を護送することを忘れ權利を顧みざるときは「生還」せ

らるべし斯かる場合に於て生還者は一度我が陣地に還り然る後出動するものとす

然れども討取られたる者は討取りたる者より一間以上離れたる後にあらざれば逃走復歸することを得ず

三 一たび敵に接觸したる後は故意に權利を放棄することを得ず

四 護送するには必ず自軍砲兵陣地並行線内迄同行するを要す

此規定を實行せず中途にて戦死者を放棄したる場合には「生還」せらるるとも異議を申立つることを得ず

五 騎兵をして討取りたる敵を代送せしめ得るは將官に限るものとす

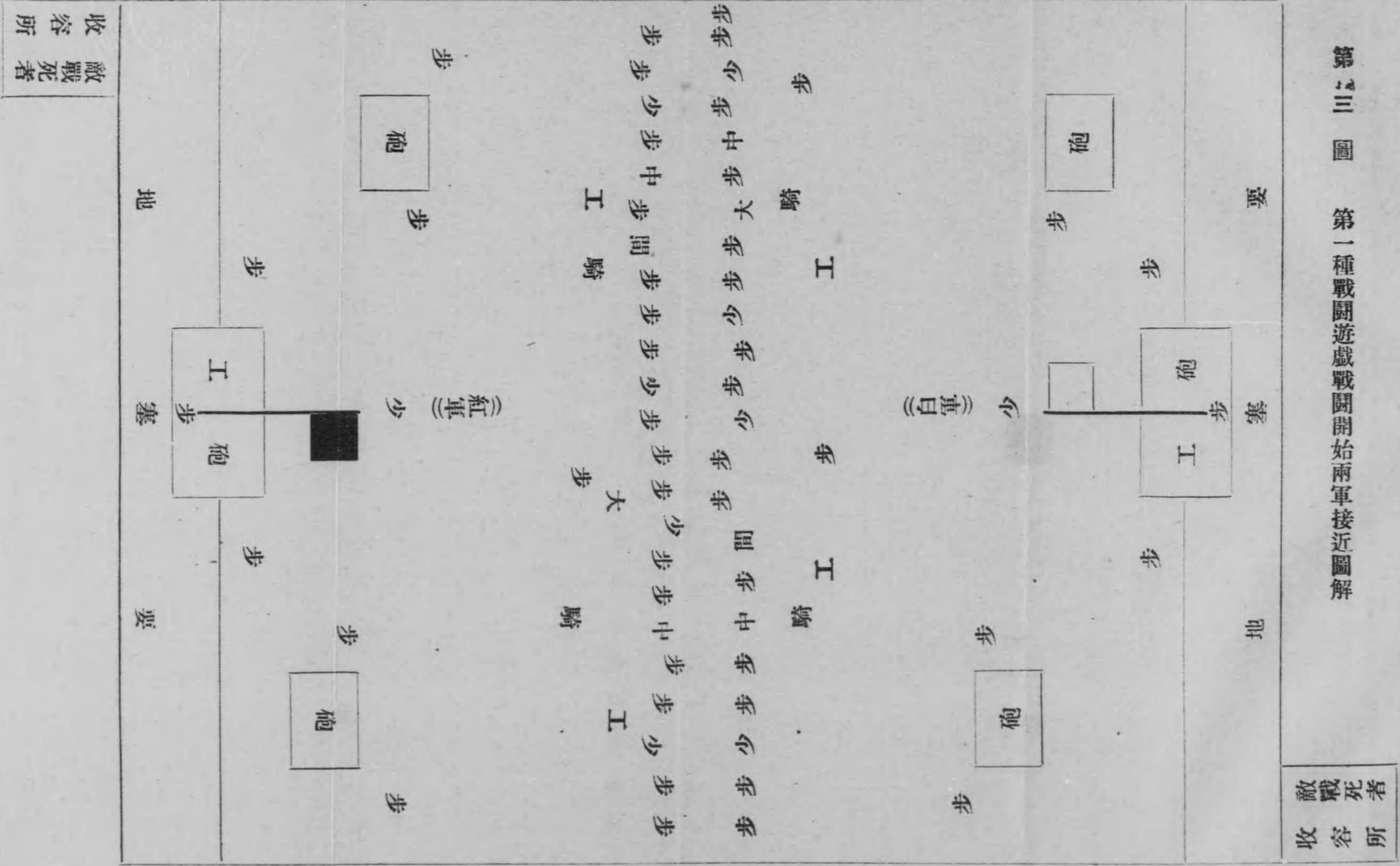
故に將官以外の者が騎兵をして代送せしめたるときは被護送者が騎兵より劣勢の者ならざる限り却て騎兵を討取りて管に生還するを得るのみならず騎兵を自軍收容所に護送するが如き奇觀を生ずることあり

六 砲兵が討取りたる敵、要塞地を侵したる敵及我が砲兵陣地並行線内にて討取りたる敵の三種に限り護送するを要せず

故に右三種の戦死者は自ら敵軍の收容所に赴き靜肅に戦闘終了を待つべきものとす

騎兵を自軍收容所に護送するが如き奇観を生ずることあり
 六 砲兵が討取りたる敵、要塞地を侵したる敵及我が砲兵陣地並行線内にて
 討取りたる敵の三種に限り護送するを要せず
 故に右三種の戦死者は自ら敵軍の收容所に赴き静肅に戦闘終了を待つべき
 ものとす

第三圖 第一種戦闘遊戯戦闘開始兩軍接近圖解



場合多きが故に時としては「七八分間」にて勝敗を決することあり而して本項の如き限定時間迄勝敗決せざりし場合には生存將官の數多き軍を以て勝とす

注意 勝敗決したるときは「統監」は迅速に「決勝信號」を行ふべし

二 將官全部戦死せし軍を敗と定むるも可なり

三 生存將官一名(又は二名)に撃破られたる軍を敗と定むるも亦可なり

譯 以上の諸規定を設けざるときは時として戦闘時間の延長する虞あり之を設け置くときは此弊少く興味亦頗る多し

注意 「限定時間」に於て兩軍の將官同數なるときは總人員多數の軍を以て

勝とす

四 縦ひ多數の將官生存するとも敵に軍旗を略取せられたる軍は敗と決すること勿論なり

例 本項の如き場合は少からず例へば白軍は將官優勢にして紅軍苦戦に陥りたるとき白軍は勝に乗じて本陣多く虚隙を生ず此時紅軍歩兵は機敏に窺ひ寄りて奇勝を博することあり

又左翼或は右翼に興味多き争奪戦ありし爲本陣に在る者氣を取られて警戒を怠るが如き場合に於て敵兵の奇襲を受け軍旗を略取せらるること多し

注意。要塞線を突破し又は暴力を用ひて軍旗を奪取したるときは無効なり
と雖も要塞線の突破を敵に「看破」せられざりしときは有効なり
以上決勝に關する主要事項は戦闘開始前「統監」に於て之を確定し兩軍に訓令
して十分徹底せしむるを要す

其二 對敵稱呼

戦闘遊戯に於て敵を討取るには敵に「接觸」するを以て足れりとす而して此接
觸方法は敵の上背肩部を「平手」にて當て同時に敵の官名を稱呼するなり
一 勝敗の決明確を缺くが如き場合に於ては「官名稱呼」を迅速に發言したる
者を以て勝とす

例。 「白軍間諜」が「紅軍大將」に接觸すると同時に「紅軍歩兵」が「白軍間諜」
に接觸したるとき縦ひ後者は前者に比し「一秒時間の五分の一」程遅くと
も「紅軍歩兵」は速に「間諜」と發言し「白軍間諜」は「大將」と發言せざりし
場合に於ては「紅軍歩兵」の發言を有効として勝と定むべし
注意。 然れども本項は統監に於て關係するを要せず當事者間のみにて決す
べきものとす

故に各員は能く官名を記憶し併せて迅速なる「發言稱呼」を忘れざるやう
留心すべし

備考。 本項の規定は活達の精神を養ひ元氣を鼓舞するの意に出でたり、

二 官名を誤稱したるときは無効とす

例 「白軍大將」が「紅軍少將」に接觸したるとき「少將」と呼ぶべきを誤つて「中將」と呼びたる場合に於て「紅軍少將」が速に「誤稱」と唱ふれば「白軍大將」の折角の働は無効となる

注意 斯かる場合には何れも一度其本陣に引返し（軍旗前三間の並行線迄引返せば可なり）たる後再び戦線に出でて活動すべきものとす
官名誤稱等にて引返す場合には「舉手信號」を行ひつつ退くべし然らざれば途中に於て優力の敵に襲撃せらるる虞あり注意すべし

第六章 信號法

其一 戦闘開始信號

統監は兩軍幹部員（適材適任）を指命し了りたる後兩軍大將に「戦闘隊形整理」を命ず

戦闘隊形整理は第二圖に據るべし

兩軍大將は直に「白軍（紅軍）集れ」と令し戦闘隊形に整理せしむ

此際大將は各部隊長に注意訓令の要旨を通ずるも可なり

兩軍大將は整列了りし後各軍の右翼に直立して統監の命を待つ

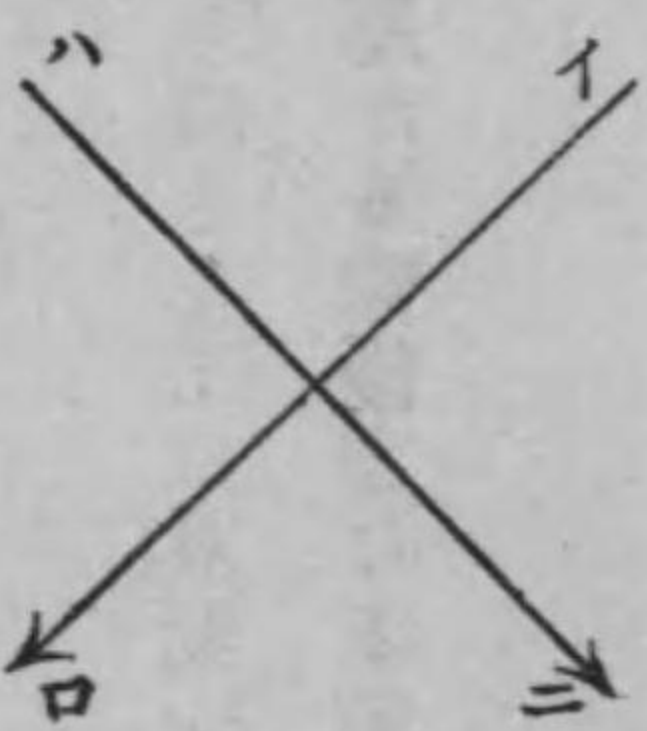
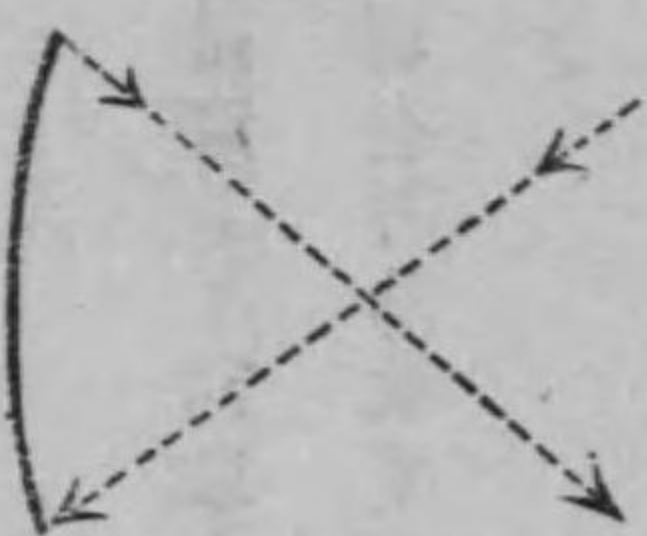
統監は嚴肅に「兩軍氣を著け」と令し「決勝規定」等に就き必要の條件を高聲に訓示し然る後「敬禮」を命ず
兩軍將士は一齊に（脱帽せず）舉手注目（其法は軍隊に於て行ふものと同じ）

次に統監は「用意」と令す此時兩軍大將は軍の中央（或は適宜の位置）に進み歩兵隊員は準備行為として各所屬部隊長を中に挟み成るべく横列となる

此時統監は「戦闘開始信號」を行ふ

信號方法 紅白信號旗二本を右手に握り前方に交叉線を描く

考 参



注意 「戦闘開始信號」と共に兩軍將士は一齊に敏活行進し成るべく廣く戰場を獲得するを有利とす幹部は深く此點に注意すべし

茲に於て兩軍接戦に移る

其二 舉手信號

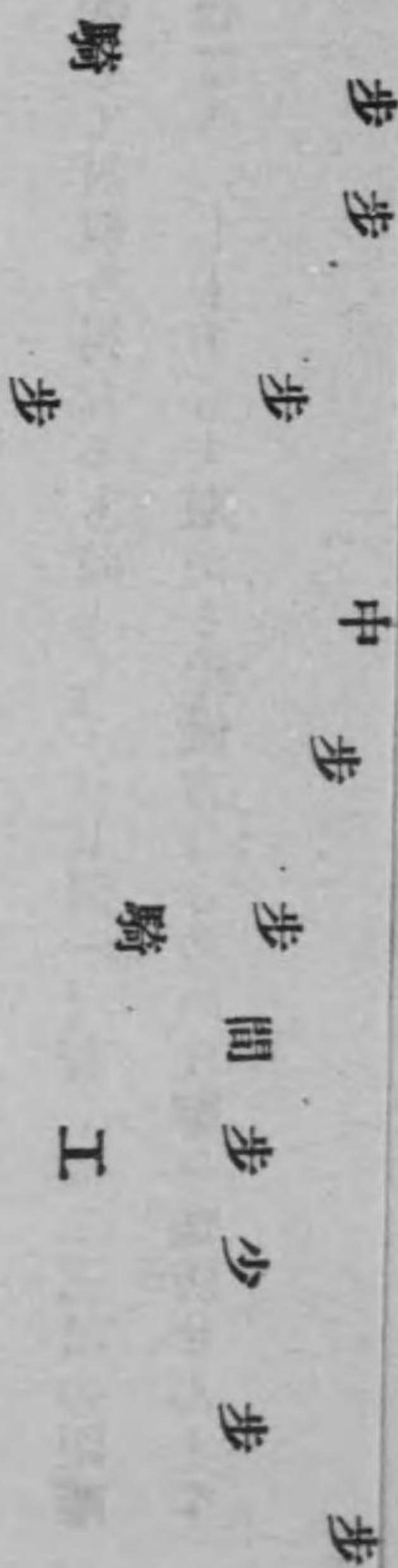
「舉手信號」は右手を高く上方に擧ぐ

此信號は用途頗る廣く最も注意して應用を忘るべからざるものなれば特に
明細に説明すべし

效力 「舉手信號」を行ふときは敵の爲に阻礙せらるることなし故に理由あ
りて此信號を行ふときは敵に討取らるるの虞なし従つて又縦ひ劣勢の敵
に遭遇するとも理由なく之を討取ることを得ず

用法

(一) 敵に接觸して討取り得たるも時としては其間一尺若くは二三尺の距離
ある場合なきにしもあらず斯かる際優力なる敵の攻撃を豫防せんとす
るとす



(紅軍本陣は省略す)

備考

此戦況を觀察すれば紅軍七分の優勢なるが如し
然れども白軍には司令官(大將)の生存するあり白軍大將の軍略と紅軍中將及間諜
の奮闘とに依りて何れが勝つか未定問題なり

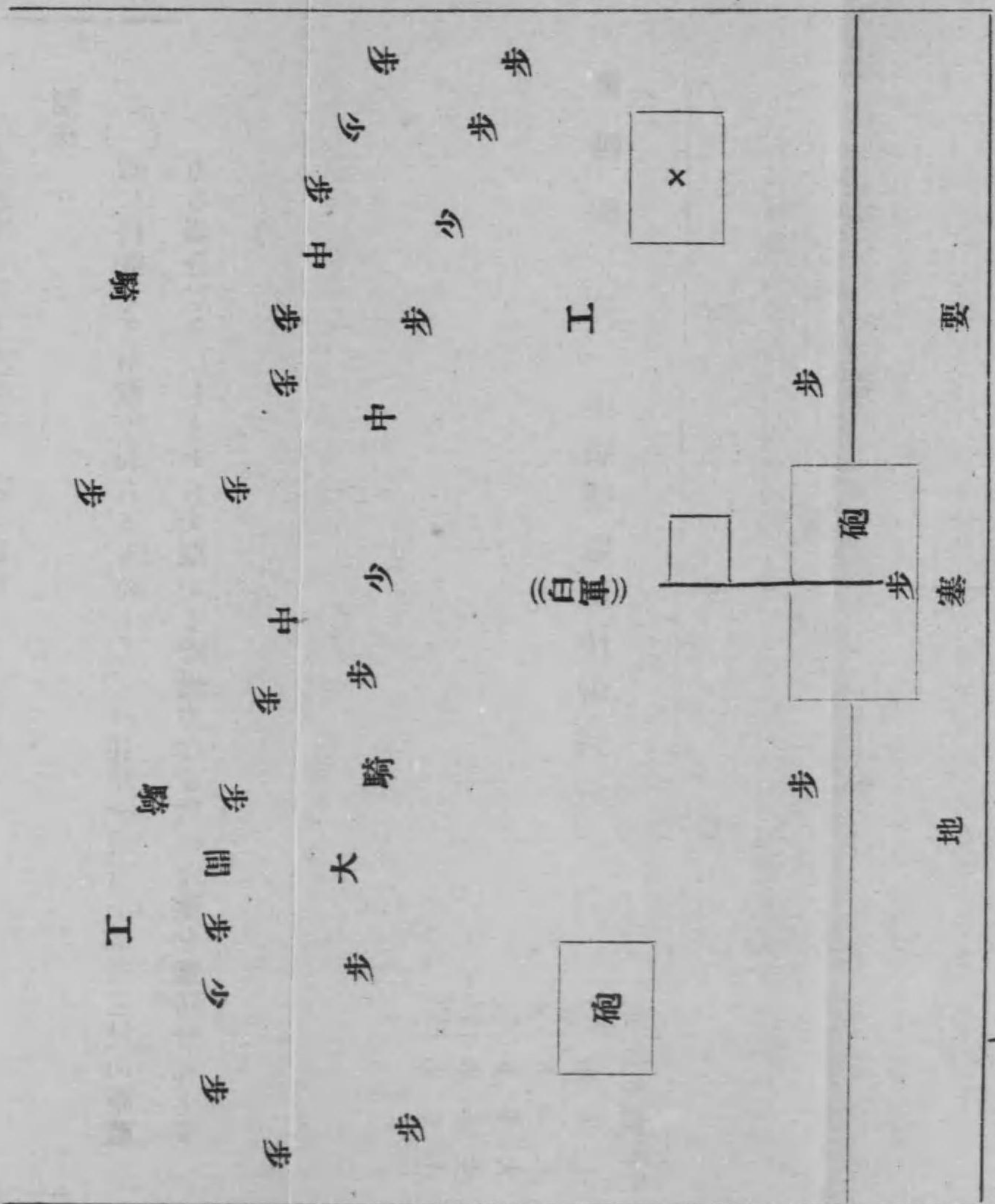
明細に説明すべし

效力 「舉手信號」を行ふときは敵の爲に阻礙せらるることなし故に理由ありて此信號を行ふときは敵に討取らるるの虞なし従つて又縦ひ劣勢の敵に遭遇するとも理由なく之を討取ることを得ず

用法

(一) 敵に接觸して討取り得たるも時としては其間一尺若くは二三尺の距離ある場合なきにしもあらず斯かる際優力なる敵の攻撃を豫防せんとす

第四圖 第一種戰闘遊戯接戰圖解



(紅軍本陣は省略す)

備考 此戰況を觀察すれば紅軍七分の優勢なるが如し然れども白軍には司令官(大將)の生存するあり白軍大將の軍略と紅軍中將及間諜の奮闘とに依りて何れが勝つか未定問題なり

例

(二) 敵に接觸して討取り得たるも敵は故意若くは無意識に逃れ去りし際之に追及すべき要あるとき

(三) 「軍使」となりて敵陣に向ふとき

(一) 「白軍少將」が「紅軍工兵」を追撃しつつあるとき之を認めたる「紅軍中將」は「白軍少將」を討取りて以て「紅軍工兵」を救はんと欲す然るに其瞬間に於て「白軍少將」は首尾よく「紅軍工兵」を討取り了りたり故に「白軍少將」が其儘接觸を保ちつつあるに於ては固より異論なきも匆忙の際機先を制して敵を討取りたることなれば「紅軍工兵」との間に一尺

若くは二三尺の距離を存する場合なきにしもあらず之を奇貨として「紅軍中將」咄嗟に迫り來らば「白軍少將」頗る危からずとせず斯かる場合に於て「白軍少將」が「舉手信號」を行ふときは敵の爲に阻礙せらるることなく肉薄し來りたる「紅軍中將」も手を下すべからざるのみならず他の紅軍兵が「犠牲」となりて「紅軍工兵」を救ふことも亦能はざるなり

(二) 敵戦死者を收容所に護送する際不用意に戦死者との接觸を怠るときは優力なる敵の攻撃を受け却つて討取らるることあり此際「舉手信號」を行ひあらば決して斯かる恐なきものなり

備考 本項の如く敵を護送するに當り不用意に「接觸」をも「舉手信號」

をも行はずして進行せし際機敏なる敵の攻撃に遇ひ却つて討取られたるときは護送せられつつありし戦死者は「生還」することを得るものとす

(三) 「白軍中將」が「紅軍少將」を討取り規定の接觸法を行ひたるも「紅軍少將」は之を覺知せずして逃れ去りたる場合に於て「白軍中將」は「舉手信號」を行ひて「紅軍少將」に追及し其意を通じて自軍の收容所に護送すべきものとす

注意 本項の如きは「接觸」と同時に「官名稱呼」を行はざる場合に起り易し故に成るべく速に發言するの慣習^{△△}を養ふべし

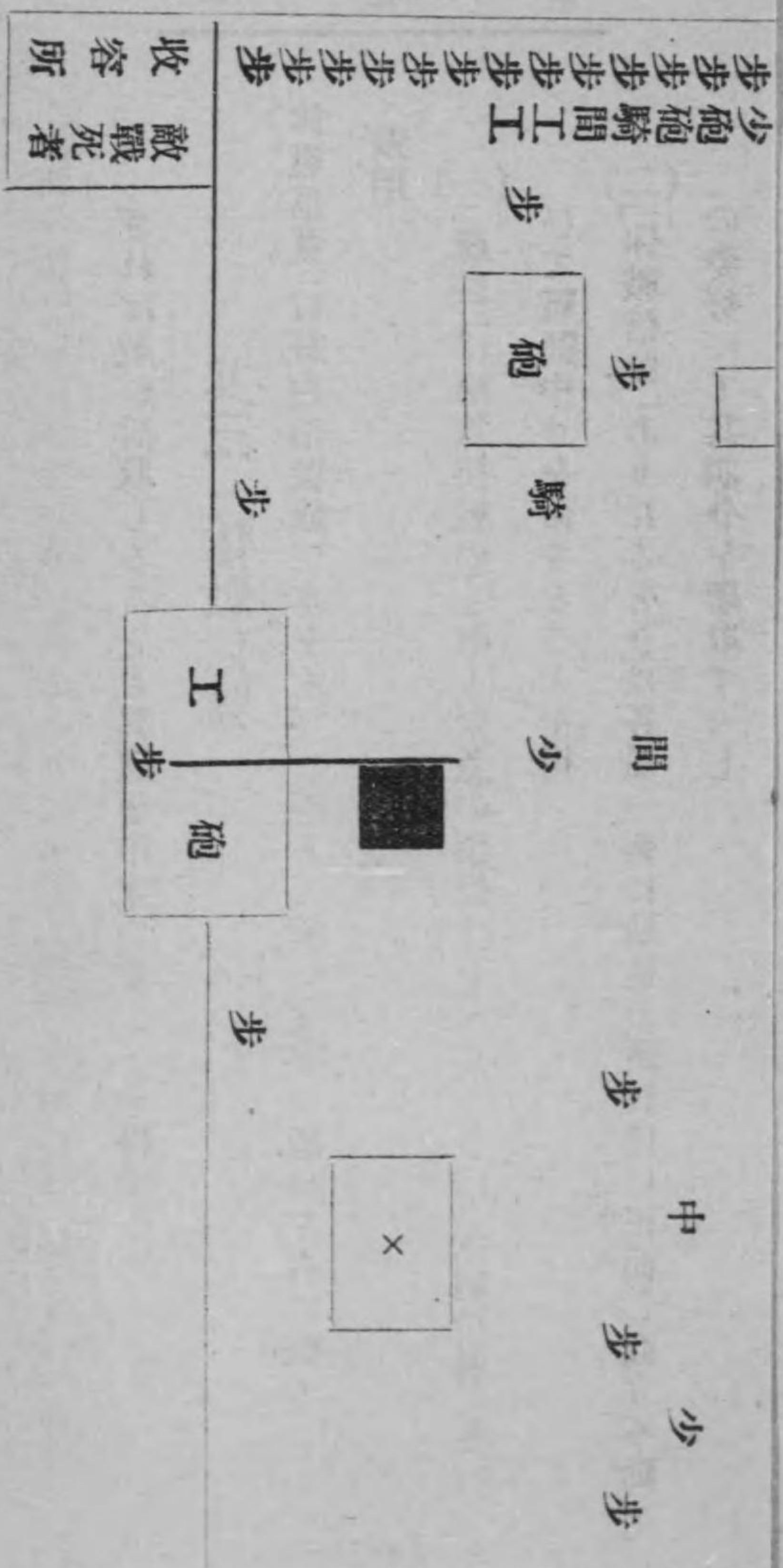
(四)「軍使」となりて敵陣に向ふときは「舉手信號」を行ひて行進すべし然らざれば敵に討取らるるとも異議を申立つることを得ず

其三 休戰信號

「休戰信號」は紅白信號旗二本を右手に握りて横一文字に數回左右に振る

效用

- (一)「統監」は兩軍接戦中と雖も緊急の事故生じたるときは「休戰信號」を行ひて戦闘中止を命ずることを得
- (二)「休戰信號」ありたるときは各員一齊に統監の所在地に正面し直立不動の姿勢にて其訓令を聴取すべし



- (三)「休戰信號」を認めたる兩軍の各部隊長は「休戰」^{キウセン}と大呼すべし
- (四)統監は訓令を了れば再び「戦闘開始信號」を行ふことを得
- 然れども事故ありて戦闘中止を要するときは其要旨を告げ各軍司令官
(大將)をして隊伍を整へしめ然る後解散を命ずべし

其四 決勝信號

「決勝信號」^{ケツショウ}は紅軍勝利を獲たるときは紅旗^{ベニ}を高く掲げ、白軍勝利を獲たるときは白旗^{シロ}を高く掲ぐ

以上「戦闘開始」、「休戰」及「決勝」の三種信號は「統監」之を行ふものとする

注意 「決勝信號」ありたる時勝軍は一齊に「萬歲」^{マンサイ}を大呼することを得

用途

- (一) 限定時間内に於て一軍が敵軍の將官を全部討取りたる時
- (二) 限定時間経過の際一軍の將官が敵軍の將官より多數なる時

此場合に於ては將官多數の軍を以て勝とす然れども兩軍の將官同數なるときは總人員多數の軍を以て勝とすべきは前に説きたり

- (三) 限定時間内に於て一軍が敵軍の將官を決勝規定數に討取りたる時
- (四) 限定時間内に於て一軍が敵軍の軍旗を略取したるとき

注意 (一)、(二)、(三)の如き場合に於て勝軍の中將若くは少將一名は「軍使」となり歩兵一名を率ゐて敵の軍旗を受取りに赴くべし此時敗軍の旗手

は其上官に軍旗を渡し、上官は之を勝軍の軍使に渡す、勝軍の軍使は歩兵をして之を捧持せしめて歸還し其軍左(右)翼五步前に直立せしむるものとす

第七章 軍旗式

其一 第一様軍旗式

指揮官 勝軍の参謀長(少將)は兩軍の中央に出でて指揮を執るを通則とす
参謀長戦死せし場合に於ては他の生存將官之に代りて指揮を執る

第一様軍旗式左の如し

- イ 指揮官は「兩軍氣を著け」と令す
- ロ 勝軍の戦死者は高級者の指揮を以て二列縦隊となり「駈歩」若くは「速歩」にて其本陣に「復隊」す

ハ 敗軍の戦死者は高級者の指揮を以て二列縦隊となり勝軍の正面に二列横隊に整列す

ニ 前項の整列了れば敗軍の生存者は高級者の指揮を以て「駈歩」にて其後方に整列す

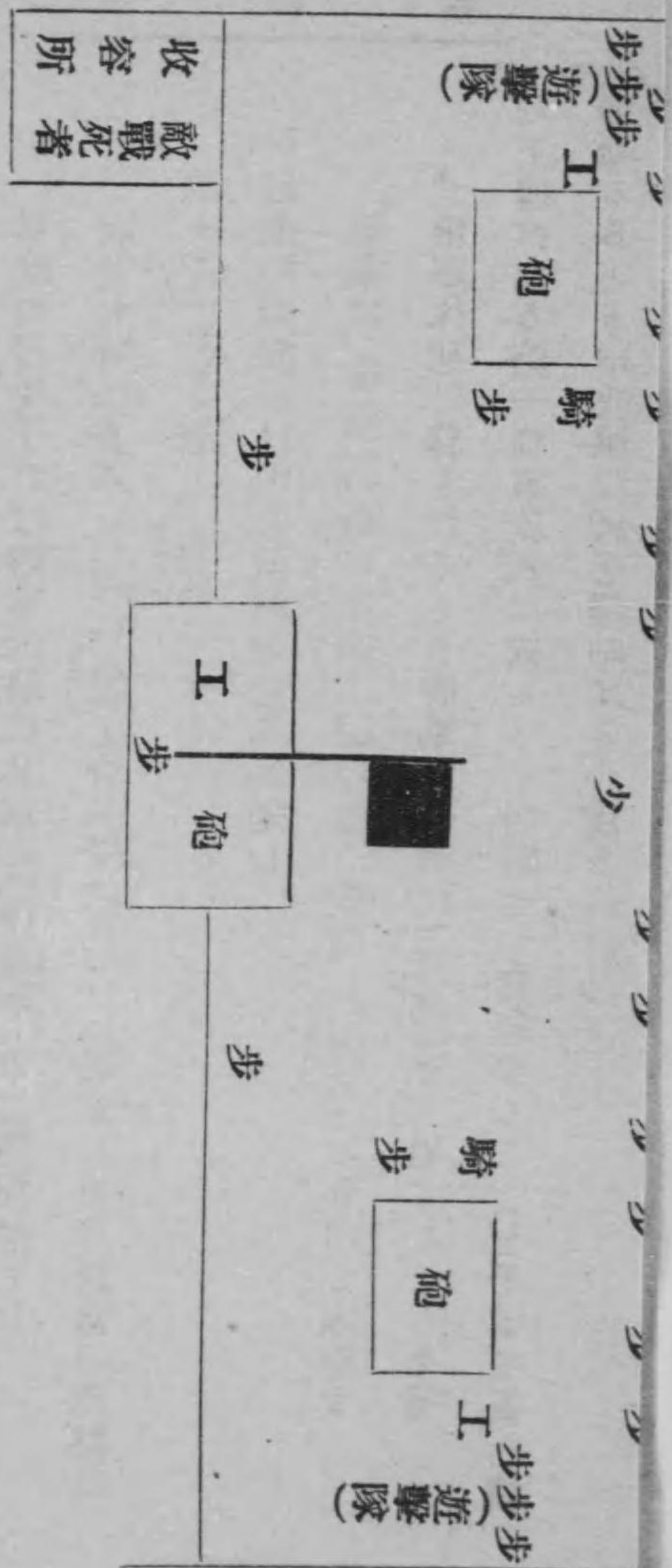
ホ 敗軍の整列了れば指揮官は敗軍に「敬禮」を命ず
敗軍は一齊に勝軍に注目して舉手の禮を行ふ

勝軍は直立不動の姿勢にて敗軍の敬禮を受く(舉手を要せず)

ヘ 敬禮了れば敗軍大將は其軍旗を拜受すべく軍旗前三歩の地に到り「目禮」を行ひたる後、前進して軍旗を拜受し(此時統監は軍旗を旗手より受

軍 旗 式

取り敗軍大將に渡す「廻れ右」の動作にて自軍旗手に之を渡す
 ト 軍旗の授受了れば勝軍大將は其軍に「休め」と令し休憩せしむ
 チ 敗軍大將は其軍に「廻れ右」と令し横隊にて行進せしめ、適當の地點に
 到り「止れ」と令し「復隊」せしむ
 行進の際旗手は中央前列の先頭に進む
 リ 敗軍は「復隊」の命にて第二圖の如く整列し「休め」の令にて休憩す
 ヌ 兩軍休憩に移りたる時勝軍は一齊に「萬歳」を三唱することを得
 以上述べたる第一様軍旗式は成るべく省略せず實行することを希望す蓋し禮
 節紊るときは攻撃精神を閑却するの虞あればなり



右第一様軍旗式は小學校生徒の施行するに最も適當なりと思料すれども特に左記第二様軍旗式を用ふるも可なり

其二 第二様軍旗式

第二様式の第一様式に異なる點は唯敗軍の行動のみなり左に之を詳述せん

一 敗軍大將は敵地收容所に在る其戰死者を二列縦隊にて前進せしめ第五圖に示す如き適當の地點に到れば「右向け—止れ」と令す

此時敗軍の生存者は高級者の指揮を以て戰死者の後列に就く

二 是に於て敗軍大將は「分列に前へ—進め」の令を下し分列行進を行はしむ
分列行進に於ては「頭—右」と令し勝軍に注目せしめ步調正しく行はしむ

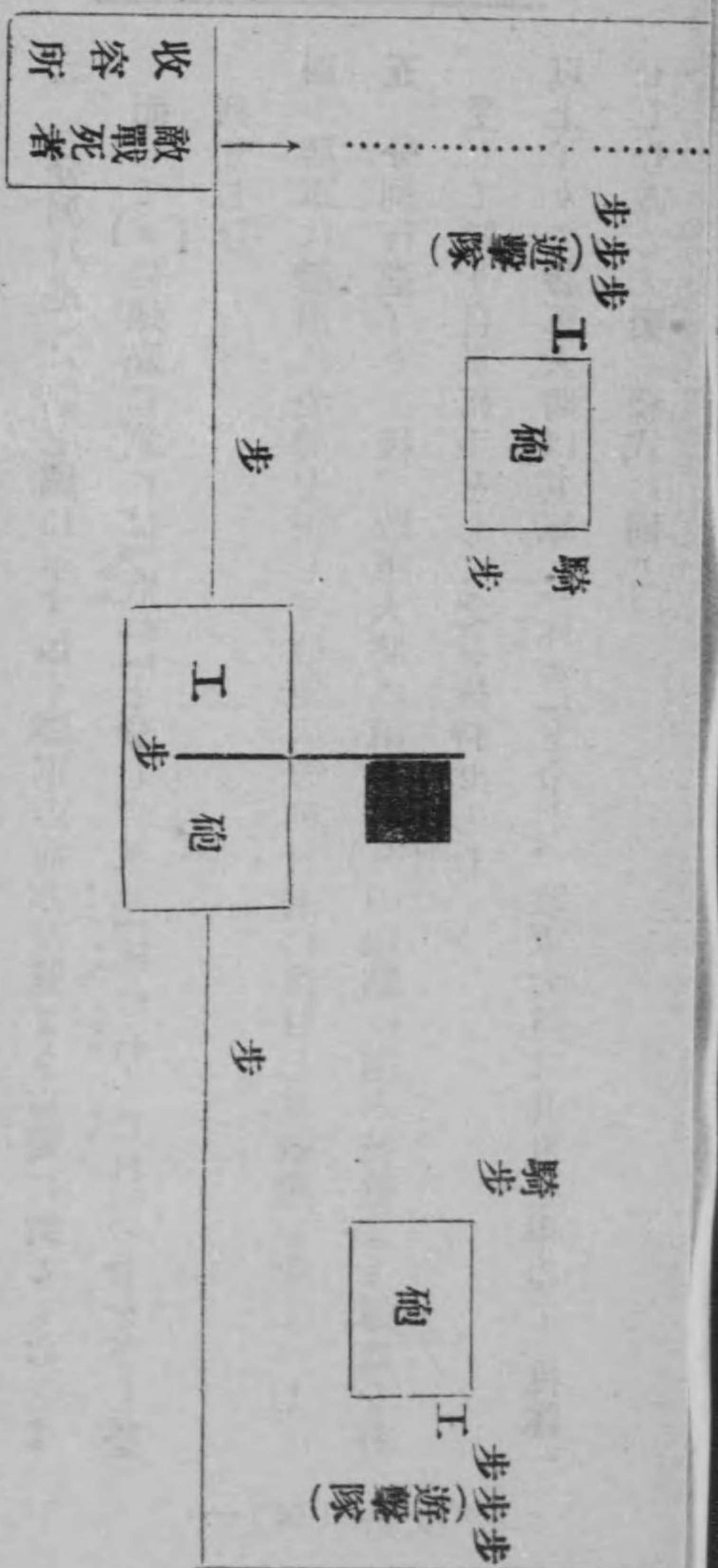
べし

三 「分列行進」は第七圖に示す如く勝軍の前方左翼より右翼に到るものとす
而して(ロ)の地點に到れば「直れ」と令し、次で「廻れ右—止れ」の令を下し整
列せしむ

四 勝軍は静肅に姿勢を正して敗軍の分列行進に注目し其敬禮を受くべし

五 分列行進了りて後、敗軍大將は第七圖(ハ)の地點に進み統監より軍旗を拜
受して歸り自軍旗手をして之を捧持せしむ

以上了りて勝軍大將は其軍に「休め」を令し、敗軍大將は其軍を率ゐて「復隊」
せしむること第一様式に同じ



三 分列行進は第七圖に示す如く勝軍の前方左翼より右翼に到るものとす
 而して(ロ)の地點に到れば「直れ」と令し、次で「廻れ右—止れ」の令を下し整
 列せしむ

四 勝軍は静肅に姿勢を正して敗軍の分列行進に注目し其敬禮を受くべし

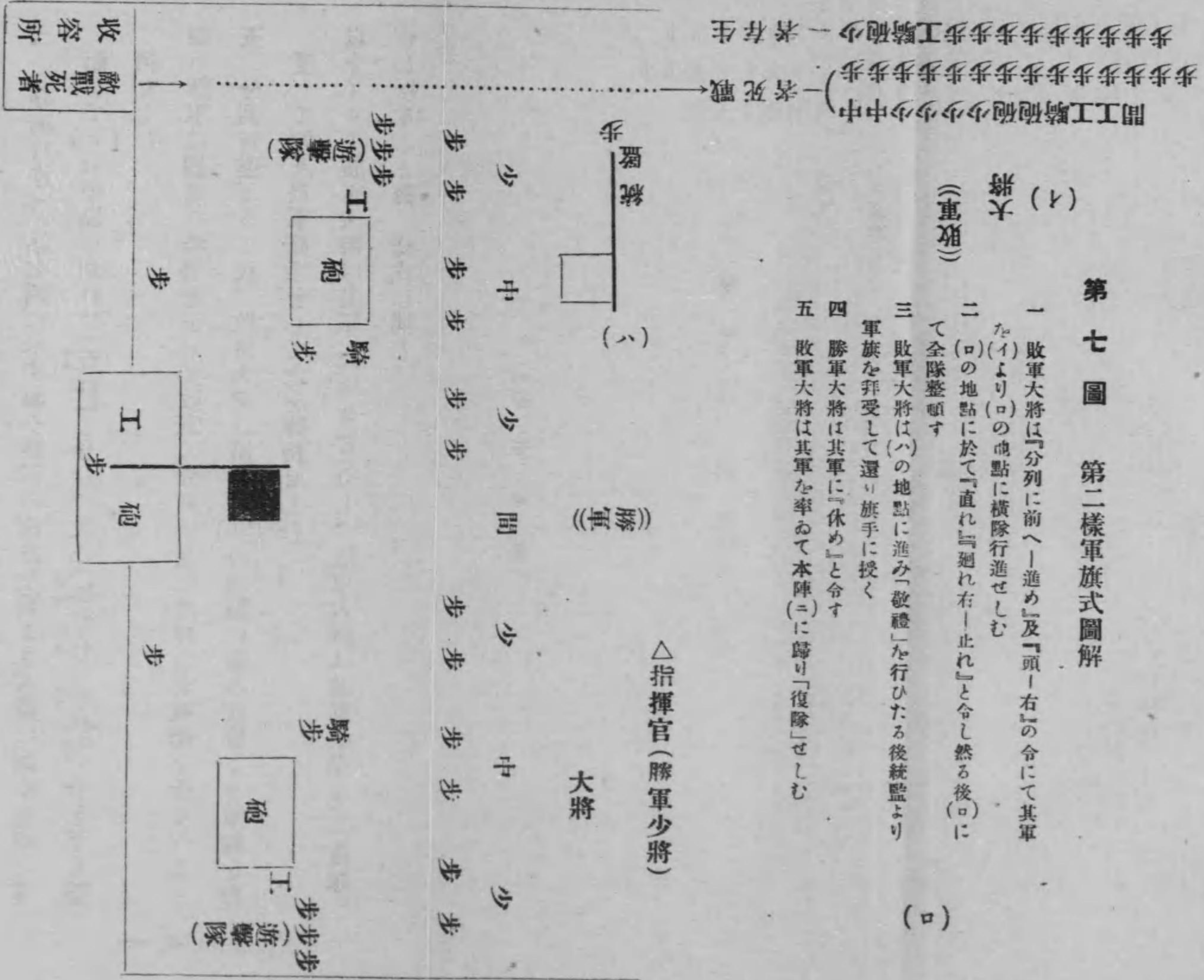
五 分列行進了りて後、敗軍大將は第七圖(ハ)の地點に進み統監より軍旗を拜
 受して歸り自軍旗手をして之を捧持せしむ

以上了りて勝軍大將は其軍に「休め」を令し、敗軍大將は其軍を率ゐて「復隊」
 せしむること第一様式に同じ

(二) (敗軍本陣)

第七圖 第二様軍旗式圖解

- (イ) 大將 (敗軍)
- 一 敗軍大將は「分列に前へ—進め」及「頭—右」の令にて其軍
 (イ)より(ロ)の地點に横隊行進せしむ
 - 二 (ロ)の地點に於て「直れ」「廻れ右—止れ」と令し然る後(ロ)に
 て全隊整頓す
 - 三 敗軍大將は(ハ)の地點に進み「敬禮」を行ひたる後統監より
 軍旗を拜受して還り旗手に授く
 - 四 勝軍大將は其軍に「休め」と令す
 - 五 敗軍大將は其軍を率ゐて本陣(ニ)に歸り「復隊」せしむ
- (ロ)



兩軍休憩に移りたる時、勝軍は一齊に「萬歳」を大呼することを得

注。 「萬歳」は決勝信號ありたる時と軍旗式（第一様式、第二様式を通じ）に於て兩軍休憩に移りたる時と前後二回大呼して可なり

第八章 第二種戰闘遊戯

第二種戰闘遊戯は第一種戰闘遊戯を了解し十分訓練を經たる後之を教授するを適當とす

第二種戰闘遊戯は第八圖に示す如く第二陣地なるものありて方法比較的複雑なれば第一種に比し攻防共に困難を感ずべしと雖も興味は之が爲却つて増大すべく參加人員多數の場合に最も適當なり

戦場の地域は第一種に比し大差なしと雖も活動を容易ならしめん爲少しく廣大なるを可とす

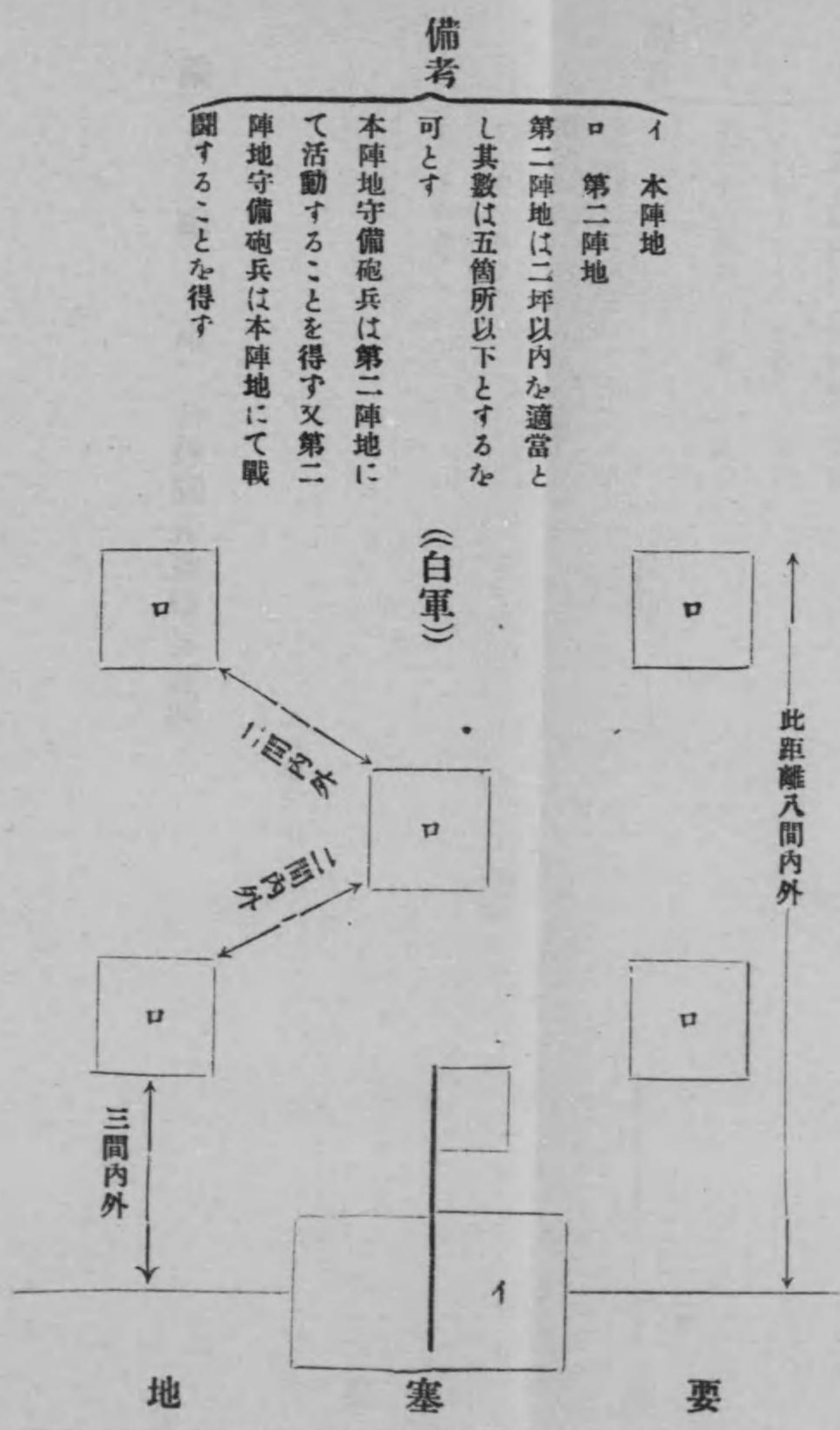
第八章 第二種戰闘遊戯

第二種戰闘遊戯は第一種戰闘遊戯を了解し十分訓練を経たる後之を教授するを適當とす

第二種戰闘遊戯は第八圖に示す如く第二陣地なるものありて方法比較的複雑なれば第一種に比し攻防共に困難を感ずべしと雖も興味は之が爲却つて増大すべく參加人員多數の場合に最も適當なり

戰場の地域は第一種に比し大差なしと雖も活動を容易ならしめん爲少しく廣大なるを可とす

第八圖 第二種戰闘遊戯戰場圖解



兩軍の編成、各科隊員(砲兵を除く)の任務及優劣等は總て第一種と異なることなし唯砲兵の行動に就きて左の異同あるものとす

- (一) 本陣地守備砲兵は第一種と同じく陣地外に片脚以上を出すことを得ず又本陣地を離れて第二陣地に就くことを得ず
- (二) 第二陣地は五箇所以上(戰場狭きときは三箇所以上)設けざるを可とす陣地相互の距離は二間内外とするを可とす
- (三) 第二陣地守備砲兵は陣地外に出動することを得、即ち甲陣地より乙陣地に移り又更に丙、丁陣地に移るも随意なり
- (四) 第二陣地守備砲兵は陣地外にて敵を討取ることを得ず

(五) 第二陣地守備砲兵は陣地内に在るとき「工兵」に負くるのみなれども陣地外に於ては「歩兵」「騎兵」及「工兵」の三種に負くるものとす

(六) 第二陣地守備砲兵は二名一陣地に集りて協同動作を爲すことを得

(七) 第二陣地守備砲兵は本陣地に入ることを得ず

備考 本陣地に砲兵二名以上在るときは攻撃頗る困難にして決勝時間延長するの虞あり

(八) 敵の第二陣地を攻陥したるときは味方の砲兵之に據りて敵を攻撃することを得

第四章乃至第七章の規定は總て第二種戰闘遊戯に適用すべきものとす

第九章 戰場及參加人員

其一 戰場

戰闘遊戯の戰場は第一種及第二種を通じて縦二十間、幅十五間内外を適當とす最初は平坦の地形を良とすれども熟練するに従ひ各種地形に於て行ふことを得べく多少の障礙物あるも亦可なり

公園又は郊外等廣大の地域に於て行ふとき戰場の幅員を多少擴張するは適宜なりと雖も縦距離は成るべく二十間内外に止め横距離のみ擴ぐるを可とす

第二種戰闘遊戯の戰場は第一種に比し稍廣きを可とすること前章に述べたり

其二 参加人員

第一種及第二種戰闘遊戯の参加人員は總員八十餘名を標準として説明し來りしと雖も是れより多數又は少數なりとも實演上毫も支障を來すことなし即ち多數なるときは三箇師團を以て一軍を編成し少數なるときは一箇師團を以て一軍を編成すれば可なり尙若干の過剩若くは不足を生ずるときは各科隊員(主として歩兵隊員)の數を隨時増減することを得

一箇師團を以て一軍を編成したる場合と雖も軍司令官たる大將を缺くべからざるは勿論なり

場合によりては左の如き特別編成を行ふも可なり

紅軍 「大將」一名、「中將」一名、「少將」四名

白軍 「中將」二名、「少將」五名、「間諜」一名、但し間諜を以て敵大將に對抗

せしむるものとす

「歩兵」、「騎兵」、「砲兵」及「工兵」は兩軍同數とす

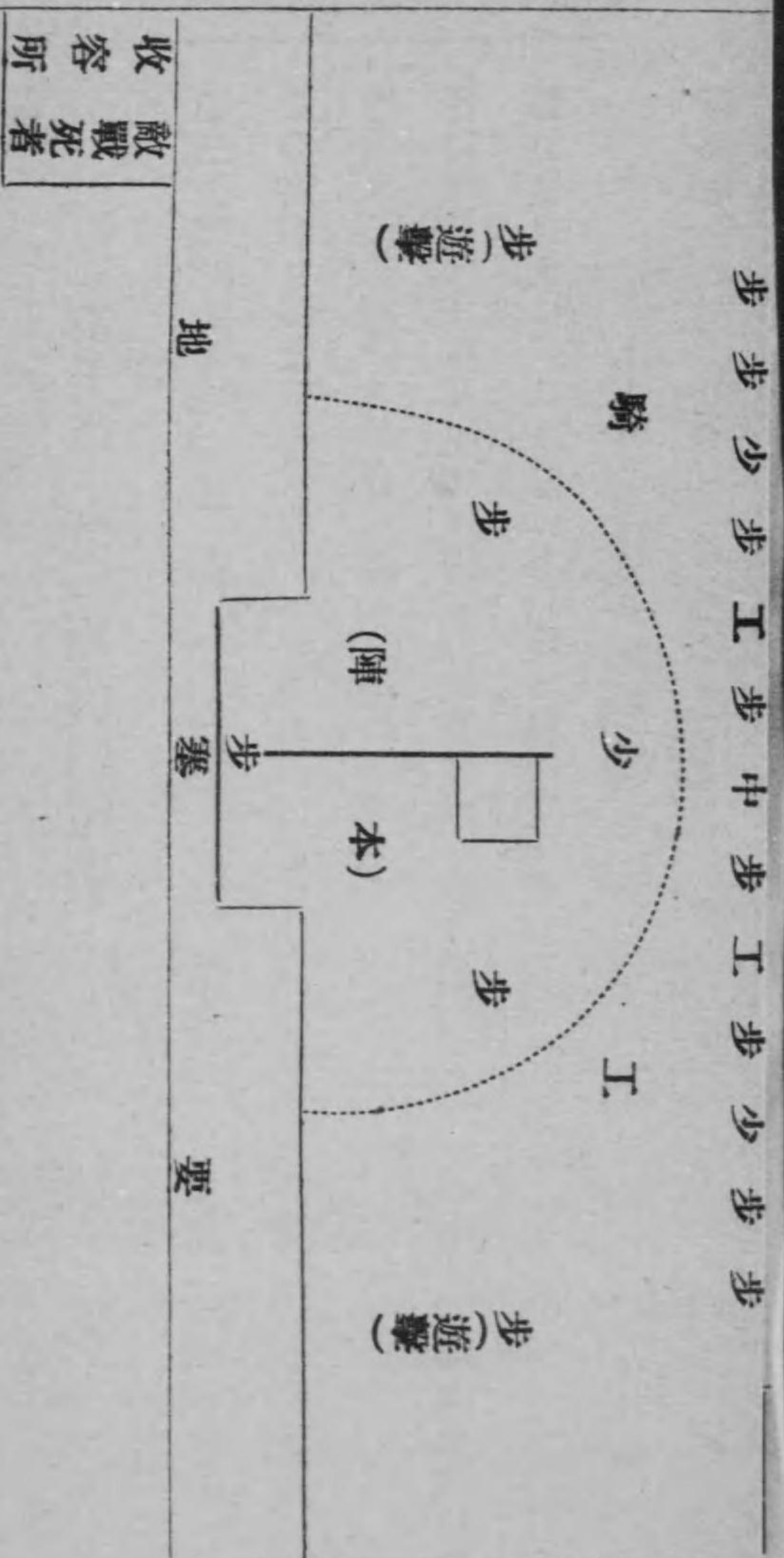
又参加人員多數の場合には各「少將」に專屬歩兵二名乃至四名を定め置き「少將」戰死したるときは其專屬歩兵の生存者も共に收容所に收容せらるるものと規定するも興趣あり

第十章 第三種戰闘遊戯

第三種戰闘遊戯は「要塞攻撃戰闘遊戯」とも稱し第九圖に示す如く攻圍軍をして要塞即ち防禦軍を攻撃せしむるものにして第一種及第二種戰闘遊戯に比し參加人員少數なる場合に適するものとす
各科隊員の任務及優劣は第二種戰闘遊戯と略ぼ同一なれども兩軍の編成及決勝方法は大に異れり左に其相違の點を説明すべし

其一 兩軍の編成

戰場は第九圖に示す如く一方を「攻圍軍」とし、一方を「防禦軍」とす

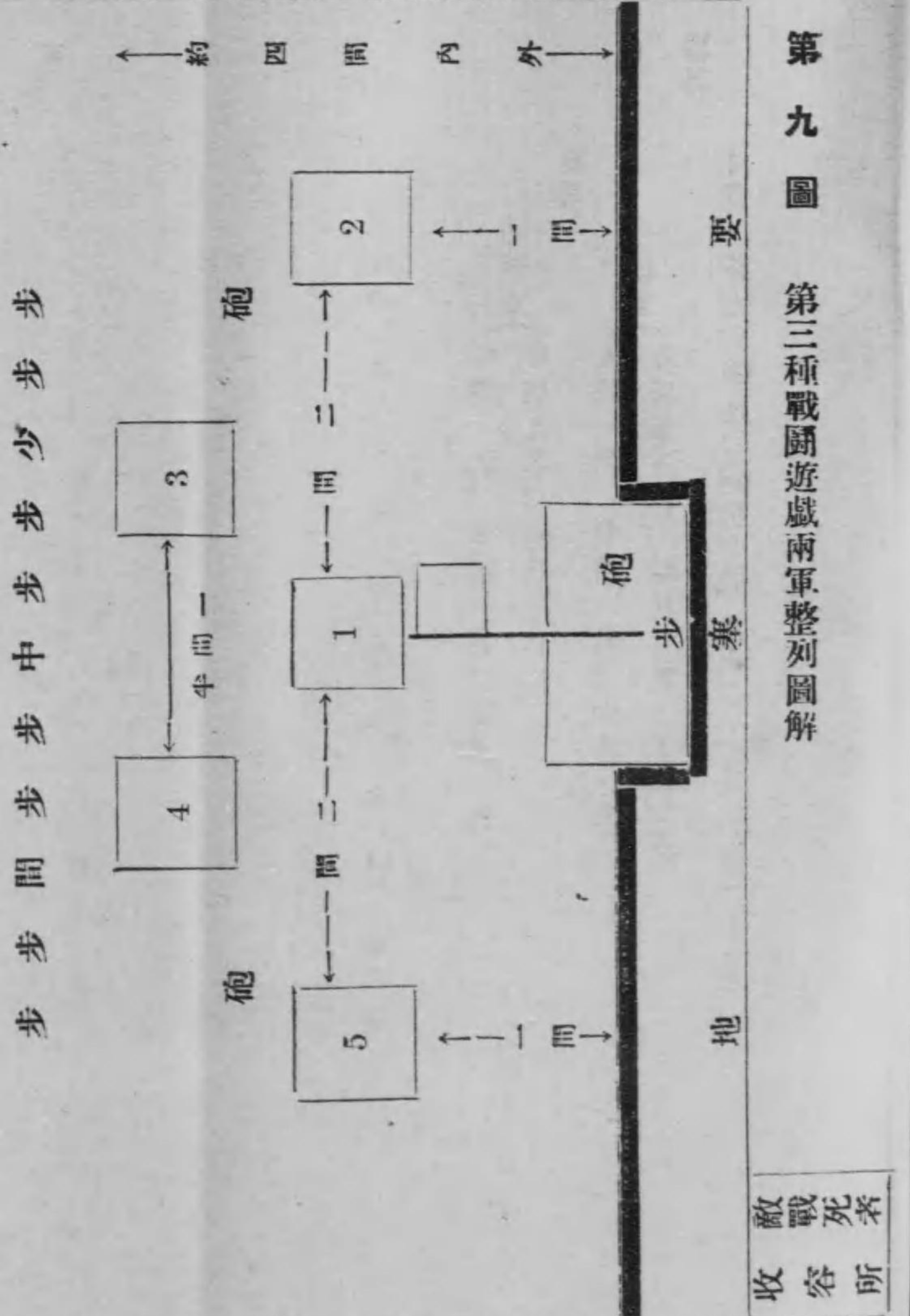


第三種戰闘遊戯は「要塞攻撃戰闘遊戯」とも稱し第九圖に示す如く攻圍軍をして要塞即ち防禦軍を攻撃せしむるものにして第一種及第二種戰闘遊戯に比し參加人員少數なる場合に適するものとす
各科隊員の任務及優劣は第二種戰闘遊戯と略ぼ同一なれども兩軍の編成及決勝方法は大に異れり左に其相違の點を説明すべし

其一 兩軍の編成

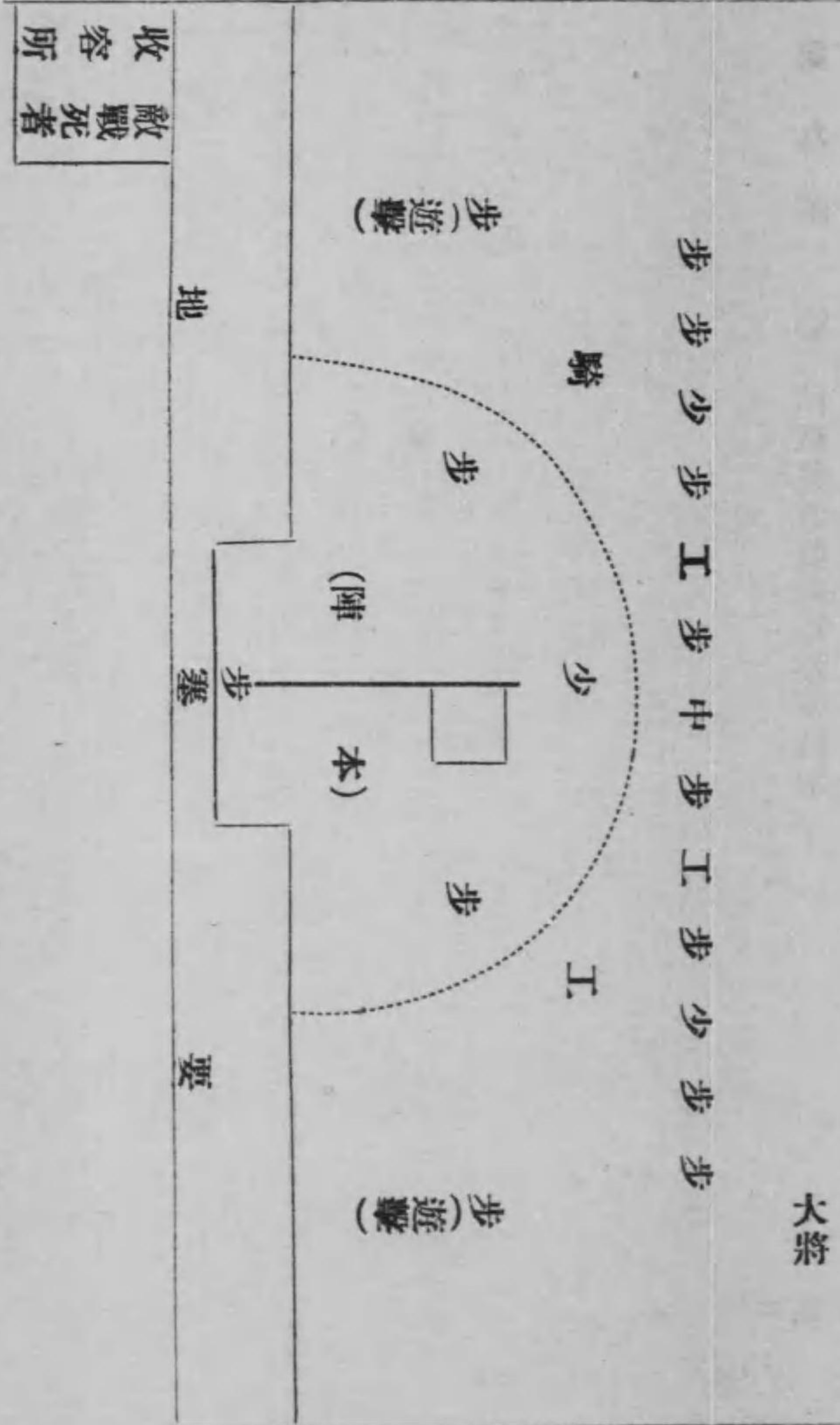
戰場は第九圖に示す如く一方を「攻圍軍」とし、一方を「防禦軍」とす

第九圖 第三種戰闘遊戯兩軍整列圖解



防禦軍 中將一名、少將一名、間諜一名、歩兵九名、砲兵三名 合計十五名
攻圍軍 大將一名、中將一名、少將三名、歩兵十三名、騎兵一名、工兵三名 合計二十二名

備考
注意 各砲兵陣地は砲兵守備せざることを「陥穽」となる



兩軍の編成左の如し

攻圍軍

大將一名、中將一名、少將三名、
歩兵十三名、騎兵一名、工兵三名

合計二十二名

防禦軍

中將一名、少將一名、間諜一名、
歩兵九名、砲兵三名

合計十五名

備考

参加人員多きときは「少將」及「歩兵」に限り増加することを得

攻圍軍には「砲兵」を缺く故に砲兵陣地なきは勿論なり

其二 注意事項

一 要塞守備砲兵は各陣地に移動守備し得ること第二種戰闘遊戯の第二陣地

守備砲兵に同じ（第二種戰闘遊戯に於ては本陣地守備砲兵は陣地を離るることを得ざるものと規定すれども第三種戰闘遊戯に於ては此制限なし）

二 要塞守備砲兵は陣地外に在るとき敵を討取ることを得ず又「歩兵」、「騎兵」及「工兵」に負くるものたること第二種戰闘遊戯の第二陣地守備砲兵に同じ

三 各陣地は砲兵之を守備せざるとき「カンセイ陷穽」となる

譯。「陷穽」は副防禦（障礙物）設置區域を意味す

四 敵の「陷穽」に陥りたる者は戦死者とす但し片脚のみを踏み込みたる者は免るることを得

注意 第三種戰闘遊戯に在りて各陣地の面積は二坪以下なるを可とす

備考 第三種戰闘遊戯を室内運動場に於て演ずるときは砲兵陣地（本陣地を含む）を三箇所以内に制限するを可とす

其三 決勝規定

一 軍旗を敵に略取せられたるときは其軍の敗とす

二 攻圍軍の將官全部戦死したるときは攻圍軍の敗とす

三 防禦軍の砲兵二名以上（若くは一名以上）生存するに拘らず攻圍軍の工兵全滅したるときは攻圍軍の敗とす

四 限定時間（十分間）若くは「十五分間」内に勝敗決せざるときは攻圍軍の

敗とす

五、歩兵の生存者二名(若くは三名)となりたるときは其軍の敗とす

六、防禦軍の砲兵全滅したるときは縦ひ將官生存する場合と雖も防禦軍の敗

とす但し防禦軍の生存將官が攻圍軍の生存將官より上級なるときは此限に

あらず

備考 以上六項中第二項及第五項の如きは参加人員の多少に應ずる兩軍の編

成に鑑み「統監」の意見を以て臨機之を變更するも可なり

第四章、第五章其二、第六章及第七章の規定は第三種戰闘遊戯に適用すべき

ものとす

敗とす

五 歩兵の生存者二名(若くは三名)となりたるときは其軍の敗とす

六 防禦軍の砲兵全滅したるときは縦ひ將官生存する場合と雖も防禦軍の敗

とす但し防禦軍の生存將官が攻圍軍の生存將官より上級なるときは此限に

あらず

備考 以上六項中第二項及第五項の如きは参加人員の多少に應ずる兩軍の編

成に鑑み「統監」の意見を以て臨機之を變更するも可なり

第四章、第五章其二、第六章及第七章の規定は第三種戰闘遊戯に適用すべき

ものとす

第十圖

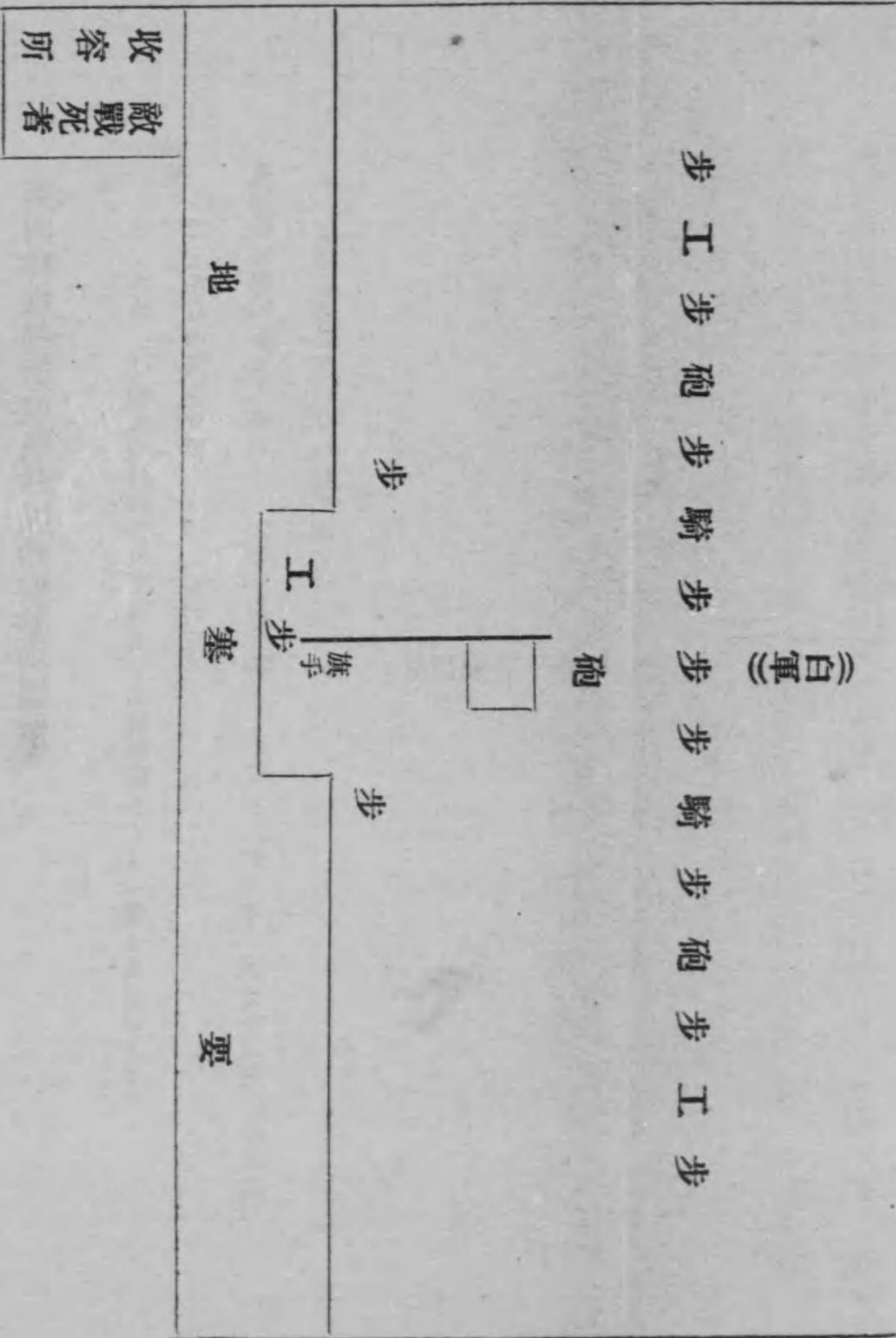
第四種戰闘遊戯戰闘開始前整列圖解

注意

一 本陣には歩兵の外砲兵及工兵各一名豫備隊として守備するを可とす

二 左右兩翼を分擔して戦ふも可なり

決勝法は敵の軍旗を略取したる軍を以て勝とし十分又は十五分の限定時間内に勝敗決せざる
ときは生存者多數の軍を以て勝とす



第十一章 第四種戰闘遊戯

第四種戰闘遊戯は主として幼年生徒及女生徒に適する如く考案したるものにして第一種、第二種及第三種に比し方法頗る簡易なるのみならず軍の編成比較的單純にして参加人員の按分容易なれば應用上最も便利なるものとす

其一 兩軍の編成

- 一 第四種戰闘遊戯は師團對抗戦を以て標準とするものなれども第一種、第二種及第三種の如く幹部(部隊長)及間諜を置かず單に一人を以て一箇大隊と假想し歩兵、騎兵、砲兵、工兵の四隊を以て一軍を編成す

二 假に参加總人員を四十名とすれば一軍二十名宛にして其編成左の如し

歩兵隊員十二名 騎兵隊員二名

砲兵隊員三名 工兵隊員三名

三 「統監」の任務は第一種に於けるものと大差なし

其二 各科隊員の任務及優劣

歩兵 軍旗を捧持し得る者は歩兵にして敵軍旗を略取し得る者も亦歩兵なる

こと第一種戰闘遊戯に同じ

優劣 「騎兵」及「工兵」に勝ち「砲兵」に負く又敵歩兵二名以上にて我が歩兵

一名なるときは討取られ、我が歩兵二名以上にて敵歩兵一名なるときは

之を討取ることを得

騎兵 第一種、第二種及第三種戰闘遊戯に於ては將官に限り騎兵をして其討

取りたる敵を代送せしむるを得と規定したるも第四種に於ては此制限なし

故に騎兵は主として敵戦死者の護送に任じ傍ら攻撃及傳令を任務とすべし

優劣 「工兵」に勝ち「歩兵」及「砲兵」に負く

砲兵 第四種戰闘遊戯に於ては砲兵陣地を設けざるを以て砲兵は自由に戦線

に出でて活動すべし但し砲兵は要塞線内に避難するを得ず若し之を犯した

ることを看破したる敵は「砲兵」と呼びて之を戦死者とし收容所に收容する

ことを得

工兵 主として敵砲兵を討取るを以て任務とす成るべく歩兵掩護の下に敵砲兵を攻撃すべし

優劣 「砲兵」に勝ち「歩兵」及「騎兵」に負け

注意 第四種戰闘遊戯に於ては何人と雖も「犠牲」となることを得

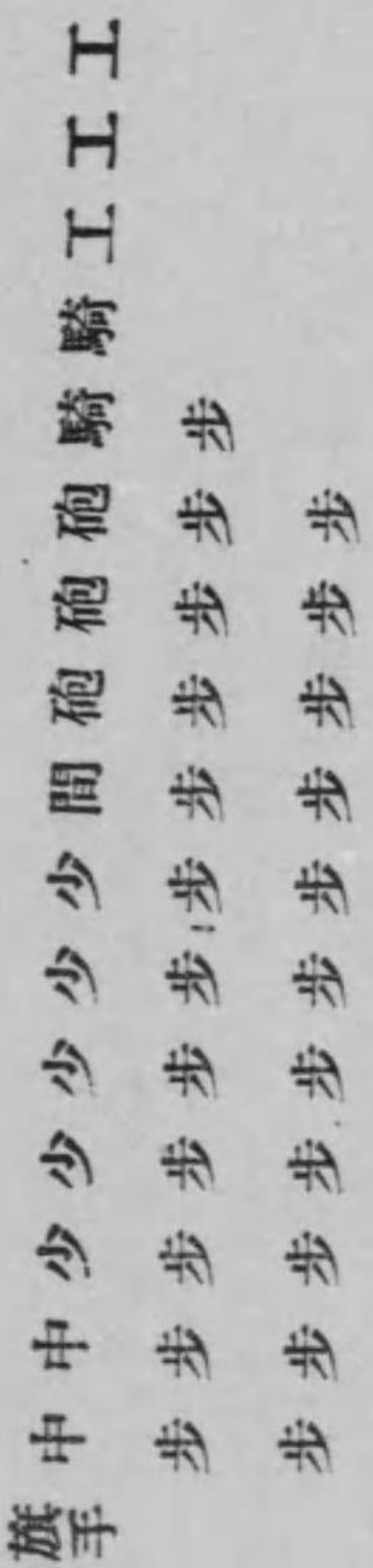
其他「官名稱呼」、「誤稱無効」、「舉手信號」等は總て前各種に準ず

「決勝法」は敵の軍旗を略取したるときは其軍を勝とし、限定時間迄勝敗決せざるときは生存者多數の軍を以て勝とす

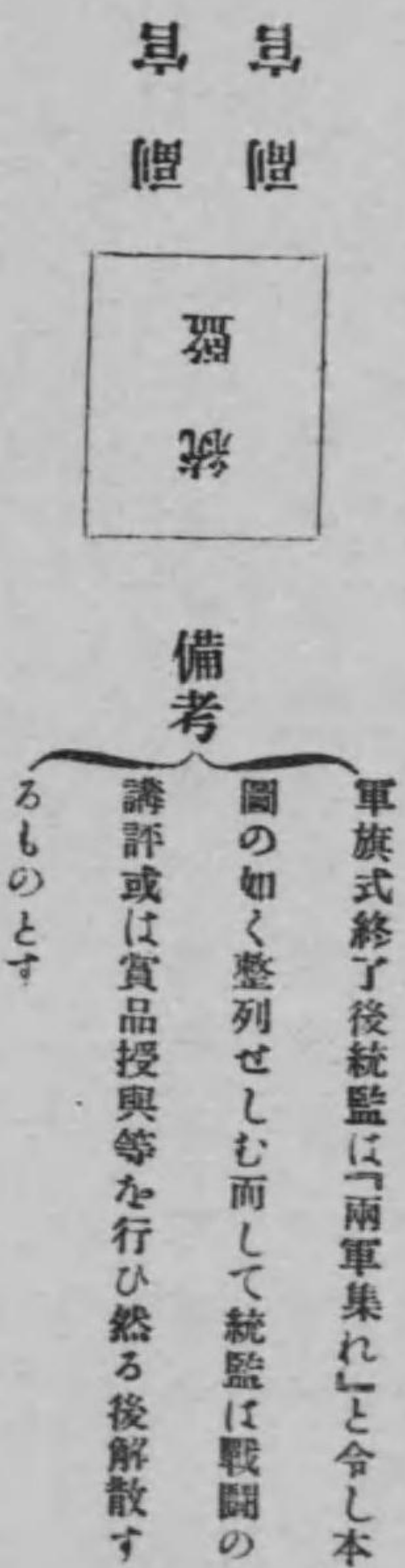
「軍旗式」は成るべく第七章其第一第一様式に準じて行ふべし

第十一圖

第一種 第二種 戰闘遊戯解散式圖解 第三、第四種も之に準ず



（白軍）



備考

軍旗式終了後統監は「兩軍集れ」と令し本圖の如く整列せしむ而して統監は戰闘の講評或は賞品授與等を行ひ然る後解散するものとす

（紅軍）



「解散式」に於ける整列は二列横隊とす歩兵は旗手を先頭として前列に就き

騎兵、砲兵及工兵は後列に就くべし

一 各隊丁は其の軍旗を領受し其の隊

一 上官の命令を待て其の隊を率ゐるべきなり

一 隊の指揮官は其の隊を率ゐるべきなり

一 隊の指揮官は其の隊を率ゐるべきなり

一 隊の指揮官は其の隊を率ゐるべきなり

一 隊の指揮官は其の隊を率ゐるべきなり

一 隊の指揮官は其の隊を率ゐるべきなり

一 隊の指揮官は其の隊を率ゐるべきなり

附錄 軍規擬律

其一 稱讚條例

左の條項に該當する者は其勳功に應じて賞表を爲すべし

- 一 上官の危急を救ひ又は身を犠牲に供して甚大の利益を軍に與へたる者
- 二 奇襲して敵の軍旗を略取し得たる者
- 三 美德善行の賞揚すべき者

以上の勳功者中適材と認むる者は適當の途を講じて幹部に編入し且其善行を

隊員一同に公表稱讚するを可とす

其二 訓戒條例

左の條項に該當する者は其情狀の輕重に應じ相當の處分を加ふべし

- 一 統監及軍團長の命令に違反し又は之を遵守せざる者は情狀の輕重に應じ「説諭」、「除隊」又は「禁足」に處す
- 二 暴行強迫的行爲を敢てしたる者は「除隊」又は「禁足」に處す
- 三 故意に上官の急を救はず又は無責任の行動を敢てしたる爲軍に不利を與へたる者は情狀の輕重に應じ「説諭」、「除隊」又は「禁足」に處す

四 幹部たる者前三項に該当するときは幹部を除き又は「説諭」、「除隊」、「禁足」に處す

以上の訓戒は總て輕きに從ふを可とす情狀輕き者は「説諭」に止め若くは誠意謝罪せしむるを以て足れりとするも情狀重き者は「除隊」、「禁足」に處するも可なり

「禁足」とは其戰鬪終る迄指定の地に留らしむるを謂ふ其情狀に照し戰鬪一回間若くは二回間等と定めて宣告するを要す

「除隊」とは戰鬪隊員より除外するを謂ふ而して罪は其戰鬪終了を以て消滅するものとす

右訓戒條例は強ひて之を實行することを要求せず總て教官の取捨に任す

附記 訓戒條例の實施は著者が種々研究して各方面の先輩諸君に計りたる

ものにして何れも賛成の意を表され殊に帝國教育會會長澤柳政太郎先生の同意を得たれば附録として茲に記載せり

戰鬪遊戲教範終

276
200

終

